
平成23年 第4回(定例)南部町議会会議録(第3日)

平成23年6月14日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成23年6月14日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

出席議員(14名)

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 廣昇君	8番 青砥 日出夫君
9番 細田 元教君	10番 石上 良夫君
11番 井田 章雄君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀尾 共三君	14番 足立 喜義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯	清 視君	書記	芝 田 卓 巳君
			書記	岡 田 光 政君
			書記	加 藤 潤君
			書記	前 田 憲 昭君
			書記	赤 井 佳 子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂 本 昭 文君	副町長	藤 友 裕 美君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	田 中 耕 司君
総務課長	森 岡 重 信君	財政専門員	板 持 照 明君
企画政策課長	谷 口 秀 人君	地域振興専門員	長 尾 健 治君
税務課長	分 倉 善 文君	町民生活課長	加 藤 晃君
教育次長	中 前 三紀夫君	総務・学校教育課長	野 口 高 幸君
病院事務部長	陶 山 清 孝君	健康福祉課長	伊 藤 真君
福祉事務所長	頼 田 光 正君	建設課長	頼 田 泰 史君
上下水道課長	真 壁 紹 範君	産業課長	景 山 毅君
監査委員	須 山 啓 己君		

午前 9 時 0 1 分開議

○議長（足立 喜義君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は 14 名です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により次の2人を指名します。

4番、植田均君、5番、景山浩君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（足立 喜義君） 日程第3、前日に引き続き町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

総務課長。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。一般質問の前に、きのう亀尾議員の一般質問の中に、きめ細かな交付金エレベーター事業でございますが、その事業の説明に総務課長、私が何でも使えるというような話だ、説明を受けたということでございました。私はそのような説明をした覚えがございません。きのう、念のため議事録、それから全協の議事録、調べました。そういった記述は一切ございませんので、訂正を求めたいと思います。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾議員。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は臨時会のときに、このお金については使うときに枠というんですか、その制限というか、使う先が枠があるのかということを知ったら、総務課長は、いや、それは別にありませんということをおっしゃったんですよ。それは、議事録にあるかどうかかわからないが、議事録が正しいということになるかもしれないが、確かにそのようなことを聞いたんで、それが頭にあったからそういうことを言ったんですよ。訂正する考えはありません。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議事録ちょっと読んでもらってください。皆さんわかるように。

○議長（足立 喜義君） 亀尾議員に申し上げますけど、私も議事録は持っておりますけど、そのような記述はございませんけど、あなたが聞き間違いでないかと思いますが、いかがでしょう。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） だから、私はその答弁を受けてこう言ったんですよ。ということは、今の現状でいえば、子育てとかそういうところに大変苦労されてるんで、だから保育料だとか、あるいは給食費の負担軽減に回すのが当然ではないかということをおっしゃった

んですよ。以上です。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君、何かありますか。

○町長（坂本 昭文君） 議事録を亀尾議員に調べてもらって、ここ言っちょうがなって言ってもらえばいい。

○議長（足立 喜義君） 議事録をね。

○町長（坂本 昭文君） 議事録を調べて、ここ言っちょうがな言って。

○議長（足立 喜義君） そうしますと、亀尾議員に申し上げますけど、議事録を調べていただいて、再度異議があればそのように申し立てしてください。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 10番、石上です。同じくきのうの一般質問で、雑賀議員の冒頭で保育園のことで、町長は保育園非正規職員の待遇改善を名目にして、町立保育園を民営化するために3月議会に条例を提案し、議会で可決された。私は、町の保育への放棄するこの方針を認めることはできません。一応、本人さんはちょっとニュアンスが違った発言されたと思いますけど、基本的に議会の議場で議決されたことは、個人の反対表明があっても議決後は全員でその条例、成案した議案に従って遂行するのが議員の職責でありまして、議会はもとより執行部、また住民の方にも議決事項は非常に重たいと、皆さんで一生懸命頑張っていくというのが本筋でございます。雑賀議員にけさほど忠告申し上げましたが、なかなか了解していただけません。今後、このようなことがあってはいけませんので、議会において誤解を招くような発言は今後一切しないということで、雑賀議員から一言お願いしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 石上議員が言われたことに対しては、けさほど聞きましたが、私はそのようなことは変えて言っております。放棄するよなということですよ。放棄したというふうな明言はしておりませんので撤回する必要はありません。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 雑賀議員には、議事録ができてからまた考えると言いましたけど、議会の本会議中、定例会の期間中になれば何らかの対応ができませんのであえて言いました。再び言いますが、今後は誤解の招くような発言はぜひともやめていただきたいと思ひますし、責任を持った質疑とか討論、今後お願いしたいと強く望みます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議員の職責というのは、町の執行部の政策に批判的な立場を表明

することも当然、住民の代表ですから、そういう立場っていうのは当然のことなんです。ですから、執行部のやってることに問題があるという指摘をしたからといって、それがこの議場で執行部がやっとなことに反対だから問題だというやり方は、これはもうどうしようもないじゃないですか。議員というのは、住民の代表ですよ。住民の中にはいろんな意見があります。

○議長（足立 喜義君） 植田議員。そんな問題とは違う。

○議員（4番 植田 均君） いや、そういう問題ですよ。そういう問題ですよ。

○議長（足立 喜義君） どういうことかと言いますと、議決になった問題を……。

○議員（4番 植田 均君） だから、批判的な立場で……。

○議長（足立 喜義君） 自分は認めんということが問題なんだ。（「それは違うわいな」と呼ぶ者あり）違う。

○議員（4番 植田 均君） そういう問題ですよ。そういう問題。

○議長（足立 喜義君） 植田議員の発言は、若干違った方向でして、執行部に批判的な立場というのわかります。ただ、問題は議決になった事項については、これは町長であろうが執行部であろうが議員であろうが、すべて町民に認めていただかないといけません。もし、問題があるようでしたら、局長、これちょっと読んでください。ちょっと、ちよくちよく問題が出るようですので、局長に読ませます。この議決権っていうところ。

○事務局長（唯 清視君） 朗読いたします。議決権。議決の意義とその効果。議決権は、議会の持つ権限の中で最も本質的、基本的なものであり、議会の存在目的からも第一に上げられる権限である。議会は、町村長等の執行機関に対して、その町村の議事機関、意思決定機関として存在している。そして、現行地方自治法の建前では、条例、予算は議会が決定し、重要な行政執行についてもあらかじめ議会の議決を経ることを前提としているので、町村長が提案した案件に対して可否を表明することは議会の最も重要な使命であり、職責であると言える。このような議会の意思決定が議決であり、議会の権限の中で最も本質的、基本的なものと言われるわけである。議決は、問題に対する議員個々の賛成、反対の意思表示、すなわち表決の集約である。そこで、表決が満場一致であれば何ら問題はないが、議員の意思が賛否に分かれている場合は、表決を集計した上で、多数決の原理に従って通常の案件では過半数（出席議員の2分の1の整数部分に1を加えた議員数以上）、特別の案件にあっては、特別多数（3分の2以上等それぞれ定められた数以上）の賛成の意思表示があれば、議会の意思と定めるものである。このようにして決定した議会の意思、議決は、もはや議員個々の意思からは独立したものとなり、議会全体の統一した意思ということになる。たとえ議決とは、反対の意思を表明した議員があっても、その議会の構成

員である以上、議決の宣告があったときから成立した議決に従わなければならないことになる。さらに、議決した事項は、議員を拘束するばかりでなく、町村長等執行機関はもちろん、内容によっては住民に対しても同様であり、さらにそれが内外に宣明されたその町村の意向となるわけである。

○議長（足立 喜義君） ということでありまして、ちよくちよく発言に際どいところが出ますけど、私は反対したからということにはなりませんので、よく注意して発言をしてください。

前へ進めます。

7番、赤井廣昇君の質問を許します。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） おはようございます。7番の赤井でございます。議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

私は、このたび水道料金の改定と行政の手法等について質問しております。

質問の趣旨及び背景でございますが、このたび南部町の水道料金改定につきまして、公共料金審議会から平成23年2月9日、答申が出されました。改定料金案に基づき、本年4月9日、5月30日と2回の議会全員協議会で西伯上水平均20%、会見簡水平均23%の内容の説明がありました。平成23年度、25年度の2段階として利用料金のアップのソフトランディングを考慮した改定にとどめ、本年5月から徴収する料金から適用されたい旨であった。

水道のライフライン整備充実は言うまでもありません。これは、安定、継続し、維持管理するため、利用者、町民に利用料の上積みの負担をお願いするというものでございます。負担増の提案の前に、行政みずからの身を削るような行政改革等による経費節減等々による財源捻出する真摯な努力がなくては、到底町民には理解も協力も得ることはできないと思います。また、困難だと思います。

具体的な方法の一つとして、水道関係施設の照明や両庁舎、小・中学校等を初めとする公共施設等の照明を可能な限りLED発光ダイオードにかえるだけで、照明、電気経費節減が大幅にできると言われております。

国を挙げ、エコや省エネが求められるタイミングの好機でもあります。当町も積極的にランニングコストカットに取り組まなければなりません。その経費節減により、かなり財源が捻出できると考えます。そうして一般会計の繰り入れで不足分を賄えればよいと考えます。まず一番に、行政の根本的な合理化等取り組みのスタンスと精いっぱい自助努力なくしては、利用料金アップに対して町民の理解を得ることはできないと思います。

まずは、財源捻出の創意工夫で値上げ縮小ができると思います。水の問題は、人間の存在にかかわる大問題でございます。法律や条例は柔軟で横断的に運用し、情や血のある町民に優しい取り扱いは必要であると思います。

それについて3点の具体的な質問を申し上げます。

まず、第1に、議会審議を待たず、5月31日から上長田地域を初めとし、6月28日まで9会場で説明会がされております。説明を受けた議会全協は、非公式のもので議決機能ではありません。本来、地方自治法に基づき、議会に上程し審議を経て、議会の承認を受けた後、住民説明会を実施すべきであります。この諸手続をせず、議会を冒瀆するような不条理な拙速のやり方はいかなものかと思えます。御所見を問います。

2番目で、今日、地方の時代、地域主権の時代であります。地域のことは地域で、すなわち自己責任、自己決定で自立が求められる時代であります。あくまで住民が主人公で、住民の考えが反映される民主的な町政運営が前提になくはなりません。原則的にパブリックコメントを取り入れ、民意を反映した民主的な町政のやり方がより求められると思えます。これについても町長の御所見を承ります。

また、議決されたものはいかんともしがたいわけではございますが、しかし今まで実施の事業内容を見ると、町民にとって緊急度や重要度等、総合的勘案し、町民の生命にかかわる最もプライオリティーの高い大事な事柄も、こたびと同じように見切り発車のものがあつたように思えます。事あるごとに民主的なあり方を申し上げ、恐縮には存じますが、町長の御所見をお願いします。

最後に3番目でございますが、公共料金審議会条例の第3条に、審議会委員について定めがあります。答申がより信頼のあるものとするため、現在の条例にうたう、いわゆるエリートのみ委員構成ではアンフェアで、公正公平な審議会と言えないと思えます。幅広い意見が反映するフェアな条例に整備し、より信頼あるものとするため、公募で一般の町民も入れて構成することが肝要に思えます。以上3点に町長の御所見を承りたいと思えます。

なお、町長はきのうも同僚議員の秦議員さんと亀尾議員さんの方にもこの水道料金の値上げ等について御答弁なさっておりまして、同じことを何遍も答弁を繰り返すのは、お気持ちはあると思えますが、町民の皆さんのより一層の理解を深めるためにも、改めて本日、小生の方にも御答弁を賜りますようお願い申し上げます。

以上で壇上の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 赤井議員の御質問にお答えをしております。

水道料金改定と行政手法などについての質問だったわけでございます。

公共料金の審議会は、平成22年3月18日の第1回から平成23年1月24日の第6回まで、1年間にわたり審議をされまして、平成23年2月9日に経費節減に向けたより一層の自助努力に加え、料金改定が必要であるとの答申をいただきました。今回の住民説明会は、3月議会での秦議員の質問に対する答弁でも述べましたように、公共料金審議会の答申に基づき、住民の皆さんの御意見をお聞きする機会として設定して開催しているものでございます。この住民説明会が終わりましたら意見を集約して、条例などの改正案を作成し、議会に上程する考えですので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、今回の説明会がまさしくパブリックコメントを取り入れるための説明会と考えております。これは、民意を反映した民主的なやり方を求められると思うが、所見はどうかということでございます。今回のやり方がまさしくパブリックコメントを取り入れるための説明会だというように私は思っております。

パブリックコメントは、意見公募手続、意見提出手続とも言われ、公的な機関が規則あるいは命令などを制定したり改正したりする場合に、広く公、パブリックに意見、情報、改善案などを求める手続をいうもので、今回の説明会は広く住民の皆さんに意見を求めて、改定案についての御理解を求めるものでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、水道事業において、過去にしなくてもいい事業があったのではないかとということでございますけれども、住民説明会資料でも説明しているとおり、各施設の維持管理にはそれぞれの事情はあれ、緊急度、必要度において十分検討され、実施されたものでございます。特に、合併後に実施された事業については、まず諸木水源からニュータウンまでの受水管路の整備、ニュータウン受水槽の整備を西伯上水会計の事業として実施をしております。西伯上水は慢性的な給水不足の問題を抱え、平成12年度より米子市から給水を受け、平成19年度に約1,600万円の給水費用を米子市に支払っておりました。諸木水源からの管路整備により、安定的な給水量の確保ができて、米子市からの給水を中止することによりまして、会計上も大きな貢献となったと考えております。

また、田住の配水池につきましては、既存の配水池の老朽化と配水池水量不足を解消するために、合併前から計画されていたものでございまして、この事業に伴う積立金についてもこの事業のみに投入しているわけでございます。

また、中央監視システムについては、現在断水などの事故に対応できる緊急通報システムがご

ざいませぬ。万一の場合の対応は、事後の処理となるということから、事前の水源の水量や配水池の水位を把握できるシステムを構築するために実施しているものでございます。この事業は、国庫補助金3分の1と起債が充当され、後年度における交付税措置などを含めると約3分の2の財源が国庫から受けられるものでございます。これにより、断水などの緊急事態となる前に、状況把握が行えるものと考えております。

このように実施された事業は、水質の確保や水量の確保、緊急事態の回避など、必要なものでございまして、当然議会の同意を得て実施させていただいているものでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

4点目に、次に公共料金審議会の構成についてでございます。公共料金審議会条例第3条では、審議会は委員10名で構成すると。委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、または任命するとなっております。1つ、学識経験のある者。2つ、民間団体の代表者。3つ、南部町の区域内の公共的団体などの代表者。その他南部町に居住する者となっております。この規定により、10名の委員をお願いしたものでございます。

公募はすぐれた手法のようにとらえられていますけれども、実際問題、数名の枠に、例えば10名の応募があった場合、抽選で選考することとなると思ひます。公募したといへば聞こえはいいのですけれども、果たして民意を代表することとなるのでしょうか。広く説明会などで意見を求めて、改定案を策定することの方がよほど丁寧な手法でないでしょうか。御理解をお願いいたします。

最後に、関係設備の照明や庁舎などの照明を可能な限りLED発光ダイオードにかえるだけで、経費が半減できるんだという、この経費を充当したらどうかという提言と御質問でございます。両庁舎のLED導入などによるランニングコスト削減の取り組みについてでございますが、議員も御承知のとおり、南部町では地球環境に配慮したさまざまな取り組みを行ってきております。その中で、昨年度は法勝寺庁舎、天萬庁舎に太陽光発電システム及びLED照明装置など導入しております。

両庁舎の屋上に設置した太陽光パネルは、あくまでも計算上の数値ではありますが、その能力は法勝寺庁舎で年間発電量9,970キロワット時、天萬庁舎で9,880キロワット時であります。これは電気代に換算しますと、両施設合わせて年間20万円程度の削減効果があるものと推測されております。

また、LED照明器具につきましては、法勝寺庁舎に76基、天萬庁舎は106基を設置しております。LED照明器具は、一般的に寿命は4倍、電力は蛍光灯の2分の1、ダウンライト型

では8分の1とされています。こちらも計算上では、両庁舎で年間50万円程度の削減になるものと推測されます。

しかしながら、実際の設置後の状況については、昨年3月から本格稼働しましたが、法勝寺庁舎ではホールと廊下のみLED照明を導入しましたので、全体の照明器具の1割程度であること。また、天萬庁舎では、休日にも図書館を開館することやエレベーターの設置など、前年比較ができない状況にあることなどの理由によりまして、明確な削減数値があらわれてはおりません。このLED照明については、導入コストに1基当たり7万円程度の費用が必要になることから、経常経費との対比を考え、順次導入していきたいと考えております。

参考までに、過去3年間の両庁舎の電気代の推移についてお知らせいたしますと、3年前は682万9,000円余でしたが、昨年度は643万1,000円余と約40万円の削減を行っております。今後とも省エネ設備の導入を考えるのは当然ではありますが、それとあわせて日ごろの節電意識を高める自助努力を職員一同で取り組みを進めていきたいと思っております。

一般会計の繰り入れにつきましては、亀尾議員の御質問でもお答えしましたが、現在も一般会計の繰り入れは行っております。平成22年度においては、基準内繰り入れで1,879万9,000円余、基準外で757万7,000円余の合計2,637万6,000円余の繰り入れを行っております。しかし、地方公営企業の会計の健全化を図る上で、基準外繰り入れが多額になることは避けなければならない、会計の健全化を図るために今回の改定案となったところでございます。何とぞ御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） るる御説明ありがとうございました。今、町長が御答弁いただいたわけなんですけど、特に、何ていいますかね、節電だとか、あるいはLEDによる経費の節減の努力のことをおっしゃいましたが、これは今、両庁舎のことを言われましたけど、町内には公共施設として当然、小・中学校もあります。その他もろもろの公共施設がありまして、町の方で負担するようなものがあると思いますが、それらを含めたら、先ほどおっしゃったような数字をはるかにしのぐ大きなものが出てくるように思いますが、その辺については御検討はいただいておりますでしょうか。お願いします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） LEDの関係で、両庁舎は数値をつかんでおりますが、学校、それから体育館等電気を使うところがございますが、そういったところは試算はしておりません。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、お答えいただいたんですけど、概算でもつかんでいらっやらないでしょうか。ただ、私もそこまでは求めてなかったの、答弁難しいかなとは思んですけど、それでもやはり当局さんとしてはそのぐらゐの心がけの中、出ていただかないといけません、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。まず、LEDの関係につきましては、両庁舎が出發ということでございます。まだ学校等につきましてはかえておりませんので、そういった今後、かえていく段階で削減額というのは出てくるものと認識しております。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） それから、先ほど町長の答弁の中で、LEDの交換といいますか、その設備をするために1基当たり、7万の経費がかかるとおっしゃいましたんですけど、この7万の経費がかかるというのは、時代が随分違うんじゃないでしょうか。もう今は大変に安くなっておりまして、一般の方でも購入しやすいような価格になってるようにも聞いておりますし、それからLEDに交換することによって、従来は60%、70%の節電になるというようなことを言ったんですけど、今はもう95%ぐらゐの節電になるというやに私聞いておりますが、その辺の把握はしていらっやらないでしょうか。お願いします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。両庁舎に導入した時点での資料で考えておりますので、今々の時点でその製品がまた進化しておりますので、そういった意味でのものは持ち合わせておりません。導入時の部分での資料ということでございます。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、担当課長の総務課長の方から御答弁いただいたんですけど、本当に今はもう従前のLED導入されたようなころと違いまして、95%ぐらゐの経費の節減になるというやに聞いております。そういうことを、もろもろを考えてみますと、先ほどおっしゃったような50万、60万の経費の節減というようなことじゃなくって、数百万単位の節減になるかと思ひます。そういうものを仮に、このたびの料金の方に反映していけば、本当に町民の1人当たりの負担額はかなり低減されてくると私は思ひます。その辺についてはどういふぐらゐにお考えでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。当然ながら、経常経費の削減というのは町

の方針としてやっていくべきことだと思いますが、それをもって水道会計の方に繰り入れるというような考え方はしておりません。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） はい、わかりました。しかし、町民に負担を強いる以上は、ありとあらゆる努力をして、どういう形でもいいですからやはりそういう形で一般会計の方から企業会計の方に、水道会計の方に持って行って助成するというのが本来のやり方であって、すべて不足が出てきてから、いきなりそれをプラス・マイナスして、町民に負担を強いるというこの料金の値上げというものは、私は妥当なやり方だとは思いません。この辺について見解をちょっと承りたいと思いますが。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。経常経費の削減ということは、これは不斷の努力でいつもやっているわけでございます。例えば、体育館なんかございますね。球をかえるだけならば、赤井議員のおっしゃるように随分安くできるかもわかりませんが、あそこに足場を組んでかえなければいけないような体育館の場合は、これはかえて経費がかかります、かえて、その足場代だけでも随分かかるわけです。あなたが御指摘になるように、95%というようなことには絶対ならないというように私は思っております。

例えばここですけど、今、灯がついておりますが、これ、かえるのはどうしてかえるのかなと思って今、考えておりました。上に上がって上からかえられるのでしょうか。きっとここは足場組まんといけんと思います。天井が高いですから。そういうことも考えますと、費用と効果のことからいけば、きっと費用の方がたくさんかかるのではないかと、場所によっては、というように思います。そういうことをトータルで考えて、やりやすいところから順次、LEDにかえていくというのが町の考え方でありまして、これは、ですからことしも去年も来年もずっとずっと継続的にやれるところからとにかくやっていくという考え方でございますので、そこは御指摘をいただいておりますけれども、誤解がないようにやっております。

それをもって水道会計に入れたらどうかと、これは一つの提案なんですけれども、それとこれとはまた全く性質の違う話でございます、お金には色はついておりません。何にでも使えるわけなんですけれども、性質が違うわけでありまして、水道会計が費用を料金で賄うというのが原則になっておりまして、それをLED使って一般会計から繰り入れしてやればいいのかというのは、これは話としてはおもしろいわけなんですけれども、成り立たない議論でございます。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、町長はそういうのは成り立たないとおっしゃったんですけど、町民の方に説明するときには、そういう行政側の絶対的な自助能力の結果というものをもって話しされませんと、町民には十分な理解を得るっていうことはやっぱり不可能と思います。だから、やはり若干、逸脱したっていいですか超越したような話で恐縮には存じますけど、そういう本当に基本的に一生懸命努力の姿というものを町民さんにやっぱり見せて、それでなおかつ料金の値上げもひとつ協力してくださいというのが本来であろうと思います。だから、お金には色はついとらんと言われたのは言われたんですけど、だけど、そういう一生懸命の努力をするということがやっぱり大前提でなかったら、私はだめだろうと思います。だから、どこからお金を捻出するんじゃないかって、そういう必要経費の捻出の仕方はいろいろあると思います。だから、公共料金審議会さんの方から答申を受けたものに基づいた、新しい改正の料金を即、町民当たりで負担するということじゃなくって、そういう方法でこの水道料金の据え置きといいますか、そういうようなことも考えられるじゃないだろうかと思はいます。

それから、特にこのたび南部町が企業会計に基づいて独立採算だから、基本的にはその収入でもってやっていくのは原則だっていうのは私もよくわかりますが、ただ、悲しいかな、水道会計の場合は、今の町の現状、南部町ばかりじゃございませんが、全国的な問題だと思いますけど、人口はますます減少傾向にあります。そういう中で、もともとこれが本当に簡水なんかの方が分母が少ないわけですから、私は成り立たないと。だから、公営企業法の中でも簡水は除くというやにされてるわけでございます。そういうことをもろもろを考えまして、やはり前向きな形で取り組むことは不可欠でございます。

それから、きょうはちょっと御説明にはならなかったんですけど、きのう私が町長の御答弁の中で聞いていましたところ、このたびの水道料金が改定した場合に、南部町は決して高くないというやにおっしゃいましたけど、順番としても23年改定後では、伯耆町に次いで2番目だと。料金も4,200円で、2カ月の使用水量当たり40立方で見たときの料金が4,200円で2番目だとおっしゃったんですけど、これが平成25年になって同じ計算に基づいていくと、これはこの西部の市町村の中で12ほどありますかね。その12の中で上位になると私は思います。25年の時点の料金改定についてはどういようにとらえておられますか。ちょっと御説明お願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 上下水道課長、真壁紹範君。

○上下水道課長（真壁 紹範君） 上下水道課長です。先ほどの赤井議員の御質問にお答えいたします。昨日の答弁の中で述べております料金のことでございますけれども、秦議員の御質問で述

べておりますけれども、現在の水道料金の比較について町長が答弁しておりますが、2カ月の使用水量40立米、40トンで比較いたしますと、南部町の会見地域が2番目ということでございまして、これは会見地域のみが2番目で4,200円。それから、西伯上水が10番目で5,376円。西伯簡水は6,203円ということでございます。その料金が改定されるということで、ほぼその位置になるということで、現在は西伯上水と会見簡水の料金格差がありますけれども、そのまま今回の改定案については、会計の内容を勘案して料金は統一しないということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） きのうの御答弁の中で、私、拾ってちょっと話したんですけど、確かに会見の簡水のことだけ私は申し上げたんですけど、いずれにしても町長の御答弁から承りますと、決して高くないんだというようなニュアンスで御説明なされたように私とらえたものですから、あえて私はこれを今、申し上げたところです。ですから、決して南部町の水道料金が他に比較して安いということはないわけですから、やはりそういうことも勘案した上で、本当に町民の気持ちにしっかりこたえてもらいたいと思っております。それが優秀な町長のなさることだろうと思っております。

○町長（坂本 昭文君） 議長、見解が違うので、ちょっと発言させていただいていいですか。ちょっと、議長。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 済みません。昨日、秦議員さんや、あるいは亀尾議員さんの方から御質問をいただきまして、答弁をいたしております。安いというニュアンスだったというぐあいにお話しになりましたけれども、私は全くそういうぐあいには言っておりませんよ。秦議員さんの答弁で、2カ月の使用水量40トンで比較しますと、低い方から1番が江府町、2番が会見地域、それから10番が西伯上水、11番が西伯簡水というぐあいに答弁しておりまして、私は高いというニュアンスで物を言っております。ニュアンスって、はっきり数字を示して言っているわけです。ですから、赤井議員さんが逆に聞かれたのかもわかりませんが、金額も言っておりますので、ちょっと訂正していただきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 私のとらえ方が間違っったということでしたらそれは何ぼでも訂正するんですけど、町長の説明の仕方を聞いてみますと、低い方から2番目に会見簡水があるというように言われたものですから……。

○町長（坂本 昭文君） 2 番目です。

○議員（7 番 赤井 廣昇君） ですから、それがその説明の中で、全体的に見ると南部町の簡水全体は決して高くないんだよっていうことを町民に言われたように私がとらえたんです。

○町長（坂本 昭文君） ですから、先ほど……。議長。

○議長（足立 喜義君） ちょっと休憩します。

午前 9 時 4 6 分休憩

午前 9 時 4 6 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

赤井廣昇君。

○議員（7 番 赤井 廣昇君） 今の町長の答弁はよくわかったんですが、そういうぐあいにもおっしゃりますように、南部町は決して水の料金は他町に比べて安くないわけでございます。だから、そういうことを考えて料金の値上げについてもまだまだ今後、検討していただきたいということを私は強くお願いするところでございます。

それから、3 番目に質問いたしました公共料金審議会の問題でございますが、町長は一般から手挙げ方式で応じると、それが決して多数の方が応募なさったときには抽せんなどによってそれをせないけんような方法になってくるから、それよりはむしろ今のやり方の方が本当の意味での、町長はこれがパブリックコメントのやり方なんだと、だから町民さんにも提案して、これから修正していくというやにおっしゃったんですが、私はそうでなくて、やはり審議会さんの方に一般の町民さんを、当然公募によって1 名ないし2 名は入れていって、そういうものの意見の中を反映した上での公共料金審議会の答申が出てくるスタイルが本当だろうと私は思います。町長、もう一度この辺の見解の違いについて御答弁お願いできますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。広く住民の皆さんの意見を聞いて、決定をしていくというのが、これが一番大切なことではないかというように思うわけです。今回の公共料金審議会は10 名という一つの審議会条例になっておるわけございまして、その中で公募でできないわけではございませんが、限られた人数ということになります。その方を、例えば1 名か2 名、公募で募集して、応募が例えばさっき言ったように10 名もあつたときには、きっと抽せん何かになるだろうというように思います。そうしますと、その抽せん当選された方が果たしてこの民意を代表した方になるのかどうなのかということは疑問を持たざるを得ないということござ

ざいます。それはそれで時代ですから、公募ということは否定はしておりませんよ。公募を否定するわけではございませんけれども、今回の10名の枠の中で指定がもう既にしてあるわけですから、学識経験だとか民間団体の代表者だとか、指定がしてあるわけですから、公募の枠というのは本当にわずかだというように思っております。

むしろそれよりも、公共料金審議会が1年間かけて出していただいた答申の内容を、今行っているように説明会をちゃんとして、広く住民の皆さんに知らせていくということの方が私は大事ではないかなというように思っております。公募でなくても代表の方でも、民意を十分反映していっておられると思いますので、どうでも公募でなけにゃいけんということでもないのではないかと思っております。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。今、町長はそういうぐあいにとらえていらっしゃいますから、私とは考え方が違うのでそれは仕方ないと思うんですけど、やはり読んでみますと、ここに審議会の中に、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、または任命するという中で、1番、学識経験のある方、2番、民間団体の代表者、3番、南部町の区域内の公共的団体等の代表者、その他南部町に居住する者というような形で、確かにその他南部町に居住する者という者で一般の方が入ってということはわかるんですけど、あえて私はさらにフェアな形で、この公共審議会がなされればいいと思いますので、今後に向かってもし訂正っていいですか、修正ができるものなら、そういうだれが見てもなるほど、南部町の公共審議会っていうのはやはり考えてるなという、しかもそういうことをすれば町民の皆様も御納得いただけることは、これは間違いないと思いますので、そういう方向での改正等も考えとして入れてほしいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。さまざまな町の機関に女性の登用だとか、あるいは公募の委員を募集するというようなことについては、これは全体的には何ら異論はございませんので、今後、今おっしゃったようにそういう考えがないかということですが、十分検討しましてそういう対応もとっていきたいというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 前向きな御答弁いただきましたので、期待できるとは思いますが、ちなみに現在の委員さんの構成の中で、男女の比率というのはどういうぐあいになっておりますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 上下水道課長、真壁紹範君。

○上下水道課長（真壁 紹範君） 上下水道課長です。平成22年3月18日から24年3月17日までの任期の南部町公共料金審議会委員さんの構成ですけれども、男性が8名、女性が2名という構成になっております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、お聞きしましたように、男性が8名で女性が2名ということは、本当に女性は少数でございます。女性の意見もどんどんこういうところに反映されなきゃいけないし、それから女性に限らず多くの方をこういう公共料金審議会等にも意見を反映するためにも、ぜひとも町長が今、御答弁いただきましたような形で、できるだけ一般の方がこういうところに、あるいは女性の方が登用していただいて、こういう公共料金審議会の答申がなお一層信頼に値するような、今が信頼に値しないというわけじゃございませんが、さらにより一層な信頼を値するような公共料金審議会の答申としてもらいたいと思いますから、そういう方向でお考えいただきたいと思います。

まだ若干時間がございますが、私は本日、1問だけ質問しておりますので、これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で7番、赤井廣昇君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をします。再開は10時15分。

午前 9時54分休憩

午前10時15分再開

○議長（足立 喜義君） 再開をします。

次に、4番、植田均君の質問を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 質問に入ります前に、東日本大震災で被災された方々へのお見舞いと、お亡くなりになられました方々には衷心より哀悼の意を表するものであります。

そして、今議会の今定例会の冒頭、町長は製材屋の火事があったという報告をされまして、私、その製材屋でございまして、関係者の皆様、御近所の皆様には大変お世話になりました。改めまして深く感謝申し上げて質問に入らせていただきます。

私の質問は、この東日本大震災で福島第一原子力発電所が炉心溶融という最悪の事態になりま

した。原子力発電所で一たん大きな事故が起きれば、安全に収束させる技術が確立されていないことも明らかになってきたのではないのでしょうか。また、原子力発電所の安全審査、許認可のあり方にも多くの問題点が各方面から指摘されております。

そこで具体的に質問いたします。1、島根原子力発電所で、大地震、大津波により大事故が起きれば、この私たちの南部町にも多大な影響が出ることは皆さんが予想されておられるとおりでと思います。このことに対して町長の考えをお聞かせいただきます。

2番目です。島根原子力発電所の地盤には、活断層があることが以前から指摘をされております。これまでの安全審査のあり方も今、改めて問題になっています。まずは、今、稼働中の原子炉を運転停止させ、安全点検し、住民の理解が得られるかどうかの情報公開をするよう、中国電力に申し入れるべきではないのでしょうか。十分な安全が確保できない場合には、廃炉にするよう中国電力に求めるべきと考えますが、町長のお考えを伺います。

3つ目に、現段階では原子力発電技術の安全性は確立されていないと考えます。使用済み核燃料の処理技術に至っては、見通しが立っておりません。このような現状を考えれば、国に脱原発のエネルギー政策に転換することを求めるべきと考えます。南部町民の生命の安全に責任を負う町長の考えをお伺いいたします。

次に、国保税の引き下げを求めて質問いたします。5月30日の国保運営協議会で、平均8.15%の引き上げ案が決定されました。それを受けて今年度の税率引き上げが今議会の議題となっています。直接的には、医療費の増加が要因のようです。しかし、国保財政の悪化は国の負担割合の引き下げ、国保加入者の貧困化に原因があることは明らかではないのでしょうか。町として負担の重い国保税を引き上げないよう、国保会計に支援策を講じることは自治体の使命と考えます。

具体的に質問いたします。1、昨年度の医療費の伸びの原因と今後の対策について伺います。

2番目、22年度決算見込みで、国保税の徴収率は過去5年間と比べてどのように変化をしているのでしょうか、伺います。

3番目、22年度の国保被保険者1人当たりの所得は幾らになりましたでしょうか、伺います。

4つ目、町村長会でも繰り返し国保会計への国からの支援を求めています。あわせて県からも財政支援を協力に求める考え、方策について町長のお考えを伺います。

5番目、国保税の昨年以上の値上げは、国保加入者には耐えがたくなることは明らかです。基金の一層の繰り入れと一般会計からの繰り入れで、今年度の値上げをしないことを求めます。

以上、この場からの質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 植田議員の御質問にお答えをしております。

最初に、原子力発電の運転停止ということでございます。

島根原発で大地震、大津波により事故が起きれば、本町にも多大な影響が出るのであるけれども、どのように考えておられるのかということでございます。

現在、島根原子力発電所は、1989年に運転開始した2号機、出力82万キロワットだそうでございますが、2号機のみ稼働しております。もし仮に何らかの理由により放射能が漏れた場合には、放射線が漏れた場合には、放射能雲が発生して本町の上空を通過していくことが予想されます。放射能雲とは、気体状の放射能物質が大気とともに煙突から煙のように流れる状態のことをいうそうでございます。放射能雲には、放射性希ガス、放射性沃素、ウラン、プルトニウムなどが含まれ、外部被曝、内部被曝の原因となります。放射性希ガスは、地面に沈着せず、呼吸により体内に取り込まれても体内にとどまることはありませんが、放射能雲が上空を通過中にこの中の放射性物質から出される放射線を受けます。外部被曝でございます。放射性沃素などは、放射能雲が通過する間に地表面などに沈着するために、通過後も沈着した放射性沃素などからの外部被曝があるそうでございます。また、放射能雲の通過中の放射性沃素などを直接吸入することや、放射性沃素の沈着により汚染した飲料水や食物を摂取することによっても体内に取り込むこととなりまして、取り込んだ放射性物質から放射線を受けるわけでございます。

放射能雲が到達予測シミュレーションをしてみましたところ、風速が2メートル、ほほに風を感じる程度の風であります。風速2メートル程度で、役場法勝寺庁舎上空到達まで約5時間かかるようでございます。

このような事態になった場合には、県や関係機関等に相談を受けながら対応していきたいというように思います。

次に、島根原発を運転停止、廃炉にするように求めるべきではないかという質問でございます。日本の主な発電方式は、石油、石炭、天然ガスを燃料とする火力発電、ウランを燃料とする原子力発電、水力発電や再生可能エネルギーを利用した太陽光、風力発電などがございます。現在、私たちが使う電気の約30%を原子力発電が担っています。原子力発電は、資源の少ない日本において、電気の安定供給に大きく貢献してるほか、発電に伴う二酸化炭素の排出がないといった特性を持ち、今後も基幹電源としてその重要な役割を担っていくものと考えられます。

原発を運転停止、廃炉にし、ほかの発電方法へシフトしていくためには、莫大な資金と時間を要します。地球温暖化対策の観点から考えても、化石燃料資源の使用量や二酸化炭素の排出量を

現在よりもふやすことはできないと思っておりますので、現段階で島根原発だけではなくて、日本の原子力発電を停止し、あるいは廃炉できる状況にはないと考えております。

最後に、脱原発のエネルギー政策を国に求めるべきではないかという質問でございます。先ほどお答えしたとおり、直ちに停止や廃炉は不可能でございますけれども、再生可能エネルギーの開発などを通じて、脱原子力発電のエネルギー政策を展開していく方向は、これは国民的合意が得られるものと考えておりますので、国において強力で推進されるものと思っております。

次に、国保税の問題でございます。

まず、医療費の伸びの原因と今後の対策について伺うということですが、まず医療給付費の動向について述べてみますと、平成22年度の保険給付費総額は9億3,800万円で、前年度比較をしますと11.1%の大幅な伸びとなりました。このうち療養給付費を見ますと、一般被保険者において3,500万円、5.2%の増加。退職被保険者において3,400万円、45.3%の増加であります。平成22年度における一般被保険者の状況について見ますと、保険者数についてはおおむね一定していますが、1人当たりの入院にかかる診療費は前年に比べ106.3%、外来にかかる診療費は105.4%といずれも増加しております。年々増加している状況でございます。

高額療養費を比較してみますと、平成21年度が前年対比110.8%、平成22年度が123.8%と伸びてきておまして、内容としては悪性新生物治療、いわゆるがんでございますが、がんによるものが多くを占め、医療の進歩による高度医療の実施、新薬の投与などが大きく影響していると推測されます。

ちなみに南部町一般国保における平成22年度1人当たり年間最高の医療費は1,160万円で、また一月に80万円以上の医療費がかかった件数は70人、136件、金額で1億6,700万円でありました。

今後の対策についてということですが、医療にかかればかかる経費を削減することは、これは困難であります。そのため、医療費の抑制には病気の早期発見と初期の段階での治療が不可欠であります。保険医療の取り組みをさらに進めることが肝要であります。

健康づくりは、長期的な取り組みを必要としていることから、町では赤ちゃんから高齢の方まで、年代に応じた健康の保持、増進のために、健診はもとよりでありますけれども、社会教育や地域活動への支援など、多角的な取り組みを行っており、国民健康保険に加入なさっている、あるいはなさっていない、そういうことにかかわらず全町民を対象とした取り組みを行っていることは御承知のとおりでございます。

さて、以前にも答弁させていただいたことがございますけれども、医療費が高騰する最も大きな原因は医療技術の進歩であると言われておりますが、病院で死亡する直前1カ月の人にかかる医療費は1兆円という試算が出ておりまして、これは全体の医療費の3%に当たるものであります。医療技術の進歩で、これまで助からなかったような症例でも助けることが可能となり、したがって医療技術が進歩する限り、医療費が増大し続けると言われているところでございます。健康管理は大きなポイントになると考えております。

医療費を疾病分類で見ますと、高血圧、脳梗塞、心臓病、糖尿病、肺がん、胃がんなどの生活習慣病が上位を占めております。町としましては、特定健診、健康教育、各集落や地区での健診結果説明会、メタボ予防教室などを実施するとともに、これらの原因疾患となる糖尿病に関しての個別指導や健康教育に力を入れています。ことしからは、さらに検査項目を追加し、糖尿病の予備軍を早期に発見し予防につなげます。また、がん予防につきましては、従来の検診や精密検査の受診勧奨に加えまして、7月より赴任していただく西伯病院木村院長の病院運営の方針でお考えになっておられます「がんで死なない南部町」、これを目指していきたいと考えます。

次に、徴収率についてでございます。平成17年度から申し上げます。現年度分94%、過年度分15.4%。18年度、現年度分94.4%、過年度分25.2%。19年度分、現年度分が93.9%、過年度分25.2%。20年度、現年度分91.6%、過年度分20.4%。21年度、現年度分92.6%、過年度分20.9%。22年度、現年度分92.3%、過年度分23.6%であります。現年度の徴収率は、微減、微増の状況であります。徴収率が下がってきておりましたので、現年度と過年度分の徴収につきまして戸別訪問や分納誓約など、一層の努力を行った結果、昨年度と比較して現年度分の徴収率は0.3%の微減でしたが、過年度分の徴収率は2.7%増加し、徴収額では170万4,000円増加しました。平成23年度も引き続き戸別訪問や分納誓約による納付による取り組み、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、1人当たりの所得額についてでございます。17年度から申します。17年度、58万5,000円。18年度、57万2,000円。19年度、57万円。20年度、64万1,000円。21年度、60万6,000円。22年度、55万2,000円の状況であります。

19年度までは1人当たりの所得額が年々減少してはいますが、20年度から始まりました後期高齢者医療制度により、1人当たりの所得額が約7万円上がりました。21年度から年々減少して、平成22年度の所得額は平成19年度の所得水準となっております。参考までに、平成23年度は56万円ということで、少し増加してきております。

次に、国や県からの財政支援についてでございます。国民健康保険制度は、傷病などに係る保

険給付を行うことを目的とした社会保障制度でございます。そのため、本来は被保険者から納めてもらう保険税をもって運営するものでありますが、他の医療保険と異なり、構成している被保険者が比較的所得者や高齢者を多く抱えていること、また他の社会保険と異なり、事業主負担がないことなどから国から多くの負担をしてるところでございます。保険給付費に占める公的資金と保険者負担の割合は、おおよそ50%ずつとなっています。平成16年度までは、定率国庫負担40%、財政調整交付金が10%の合計50%でありましたが、その後の医療制度改革により新たに県が財政面で関与することとなりまして、定率国庫負担が34%に、財政調整交付金が9%、県の財政調整交付金が7%の割合へと変わったわけでありまして。

したがって、よく下がったとおっしゃいますけれども、保険給付費に関する負担割合が変わっているというものではございません。誤解がないようにお願いします。

財政調整交付金については、普通調整交付金と特別調整交付金とがございます。普通調整交付金については、算定に当たり一定の基準により算定されますが、特別調整交付金については事業の実施や特別の事情により変動いたします。このほか、前期高齢者、いわゆる65歳から74歳まででございますけれども、これの被保険者に対する構成比率が高いことから、他の保険者からの配分もあるところであります。

国保は他の保険に加入できない方を対象に構成されていることから、多くの保険税が見込めないという構造的な面を持っていることから、制度維持のためにより多くの公的負担の増加を望まれるお気持ちはよくわかりますが、公的負担部分は一般の税からの補てんでございまして、他の健康保険加入者とのバランスの面から、また保険である以上、応分の受益者負担も必要であると考えているところでございます。

国、県からの財政支援要請を強力に進める方策を伺うということでございますけれども、財政支援については、毎年、全国町村長大会において、医療保険制度の一本化の実現などの中で大会決議をしまして、政府や国会に強力に要請をしておりますし、また国保制度改善強化全国大会などの場においても決議され、より具体的な状況説明をして、毎年、要請行動を行っております。結果として現状の状況にありますので、御理解を賜りたいと思います。

また、被保険者負担については、高額療養費における自己負担限度額の設定、所得に応じた保険税の軽減の実施、低所得の方については高額療養費の算定の際にさらに自己負担限度額を引き下げる、入院時の食事、療養費の一部負担金の減額などを行っており、実際には平成22年度決算で見ますと、医療費の23%程度の負担となっております。いずれにいたしましても、維持、継続できる保険制度であることが必要でありまして、今後の制度改革の動向に注目をしていると

ころでございます。

次に、基金の繰り入れと一般財源の繰り入れということについてでございます。合併したときに2億3,000万円あった基金も、幾度の取り崩しにより減少して、平成22年度末の基金残高見込みは1億2,290万円であります。22年度決算見込みについては、3,100万円の基金の繰り入れを行い、498万円の繰り越しとなりました。実質的な単年度収支は、昨年度、繰越額が約800万円でありましたので、約300万円の赤字でございます。医療費の動向は、増加傾向にあることは過去の状況から見て明らかであります。変動の幅も大きいものでございます。かかった医療費については、必ず支払う必要が生じます。このことから、過大になってはいけませんけれども、必要な額を確保することが重要となります。

このようなことから平成23年度は、医療給付費がほぼ昨年度と同じ傾向であると仮定し、試算いたしましたところ、現状では大幅な財源が不足すると見込まれることから、基金の繰り入れを行いながら、同時に保険税の負担部分について検討したところです。わかりやすく国民保険税から介護部分を除いた額を単純に被保険者で割った税額と比較いたしますと、基金の繰り入れがない場合には9万3,599円となりまして、平成22年度調定額6万4,431円と比較しますと、2万9,168円もの大幅な増加となります。このため基金を6,000万円繰り入れした上で、税率改定を行うこととしたものでございます。その結果、6万9,683円となり、昨年度調定額と比較し、平均約8.15%増の御負担をお願いしなければならないこととなりました。この金額は、昨年の県下の町村平均並みの金額でございまして、西部地区市町村の中にあっては4番目となるものでございます。

基金を取り崩し、保険税の増加なしとしますと、基金がなくなった場合に一度に大幅な保険税の負担増をお願いせざるを得ない状況となります。基金の半額を取り崩し、被保険者の皆様にも応分の御負担をお願いし、制度の維持をしたいと考えておりますので、御理解を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

また、議員が言われます一般財源からの繰り入れを行うということについてでございますけれども、一般会計からの繰り入れは法定分のみ行っております。不足分をすべて一般会計で賄うことは、広く町民の方からいただきました税を国保被保険者の医療費に限ってあてがうこととなるわけございまして、これは公平性の面からも好ましいことではないと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） それでは、質問を続けてまいります。まず最初に、島根……。

○議長（足立 喜義君） 植田議員、植田議員、マイクが反対向いてる。

○議員（４番 植田 均君） 済みません。島根原子力発電所での影響について、この南部町にも大きな影響が出るという認識は共通認識が持てたのかなと思いますけれども、私が問題にした
いのは、今の島根原子力発電所は中国電力の中でどの程度の電力を供給しているのか、その割合
を御存じでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 今、稼働しておりますのは、８２万キロワット。それからもう１個、
ちょっと数字を覚えておりませんが、４０万キロワット程度だと思っておりますが、そういう出力は見
ておりますが、中国地方でのウエートというのは承知しておりません。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 町長も御存じで、最初の答弁でおっしゃいましたけれども、今、
中国電力管内では島根原発だけです。その中で１号機は運転停止中のようなのです。２号機のみ
８２万キロワット。これが中国電力の全体の中で５％とか３％とか、そのぐらいというふうと言
われているのではないかと思います。それで、中国電力の最近の新聞報道でしたかラジオでした
か、この夏の電力需要に全国的に逼迫するという状況があって、関西電力とか九州電力に中国電
力の余分な電力をもし余裕があれば送るんだというような報道があったと思いますけども、その
点については認識しておられますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。東京電力の電力不足に端を発して、この全国の電力
会社がこぞって東電に支援をしていくというようなこと、それから休止中の原子力発電所の再開
がなかなかこのような状況の中で難しいということから、関西電力の方でも使用制限、１５％で
すか、というようなことを打ち出しております、そういう部分についても支援をしていくんだ
というようなことになっているだろうというように考えております。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（４番 植田 均君） ですから今、中国電力の管内では、島根原発の総発電量の割合、
そして中国管内に責任を持っている中国電力の力から見れば、これをとめても何ら住民が節電に
ある程度協力すれば十分可能だということが言えるのではないかと思います。

それで、私は島根原発のこのたび、国連の I A E A がやってきまして、日本の安全審査につい
ていろいろ安全審査がどうだったのかということで意見を言いました。今までの安全審査の不十
分さを指摘して帰られましたね。その中身は、許認可をする官庁が推進する官庁と同じ立場で安

全審査をしていたんだと、それが今までエネルギーをこの原子力一本で50%まで伸ばしていくみたいな無謀な政策を進めてきた背景にあるというので、IAEAから言われて独立した機関が審査をするっていうやなところまでやっとなんて来たんですけども、その点は私たちの党は、原発政策を始めた時点からそういう問題点を指摘して、十分な安全確保ということを言い続けてきたんですけども、やはり島根県の活断層の上に建っている島根原発については、一度停止をさせて、新しい国の安全審査を求めてきちんと対応するというのを、南部町も先ほど最初の質問で相当な影響、5時間後に到達すると、汚染された空気が来るというようなことですから、本当に福島の話が私たちの他人事ではないわけですので、ぜひ町長にはそのことを申し入れていただくような方向で考えていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。原子力の問題については、正直申し上げて全く知識も知見もないわけございまして、このたびの福島の事故を受けて、いかに我々が原子力というものに対して不案内であったか、勉強不足であったかというようなことを今、改めて私自身も痛感しているところでございます。

それから、先ほどおっしゃった管理、監督する、そういう立場の人が推進する省庁の中にあっただというようなことで、これはそういう面からも今回の事故が拡大したということを言われる人もあるわけですし、大いに反省すべきではないかな、このように私自身も感じるわけでございます。

そういうことは感じておりますけれども、これ今、収束に向かって必死の努力が国と東京電力の間で続けられている最中ございまして、もうちょっと収束して、いろいろな状況の変化や、あるいは規制のあり方や、いろいろどうせ声が上がると思いますから、今でも上がっているぐらいですから、そういう動きを見てからでも決して遅くはないというように思っております。

私どもが所属しております全国の町村会などでも、きっとこの問題についてまとめというものをされると思うわけですし、今、貧弱な頭でそういうことを考える余裕がないというのが正直なところでございますので、御容赦を賜りたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） それと、町長の最後の、原発問題の最後のところで、原発はエネルギー源として当分、必要ではないかということでしたけれども、地球温暖化の問題も絡めて、ですけども、これ実際、今、日本の中でそういう自然エネルギーを活用した技術がどんどん発達しておりまして、この5年間に原子力発電対策に国は2兆円以上の税金を使ってきたそうです。

それで、今現在、自然エネルギーに対しましては6,500億円程度の水準だそうです。そういう中で、いろんな風力、小水力、それから何でしょうか、バイオマスとか太陽光発電、いろんな技術、この間、私ちょっとびっくりしたんですけども、バイオで油をつくる藻類の研究を筑波大学の先生がされておまして、それを藻類を油、石油や石炭じゃなくて、藻類が油分をたくさん含んだものが培養していくと、それを燃やしていけるんだと。これが地域のエネルギー、循環するエネルギーに実用化が近いというようなことをテレビで言うておまして、本当にそういう今、これだけ危険なものに大きなお金を出すのではなくて、そういうところに目を向けていくべきだろうなということで、具体的に実践されてる町もありまして、高知県の檜原町というところでは、電力自給率27%を町おこしとしてやっておられるそうですし、岩手県の葛巻町と読むでしょうか、葛飾の「葛」に巻くという字で、このあたりが先進地として紹介されております。ぜひ、研究して、脱原発の町づくりに、今度の私は鳥取県西部の計画があるというようなことを言うておられましたけれども、それに乗るとか乗らないとかいう話とは関係なく、ぜひ本町からそういう情報発信ができれば素晴らしいなと思ってるんですけども、研究してみる価値はあると思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 研究してみる価値は十分にあるというように思っております。

先日の日本海新聞、「私の視点」というところで、再生可能なエネルギー。鳥取市の安藤さんという方が投稿しておられましたが、これは鳥取県内に毎年無尽蔵に繁茂する草木など、いわば厄介者の植物をアルコールに変換させて、再生可能エネルギーをやればどうかというような提案でございまして、このような原発の事故を受けて、全国各地でさまざまな取り組みがなされていくだろうというように考えるわけですし、南部町もそういうことについて決して人後に落ちないようにせんといけんというように思っております。

ちょうど言うては何ですけども、ことし木炭ストーブだとか給湯器など設置される場合には、補助制度をつくりました。水力発電だとか太陽光なども含めて、これは再生可能エネルギーでございますので、そういう取り組みを既に着手しております。

それから、ダムですね。賀祥ダムに水力発電、今年度実施設計して、来年度いよいよ施工していただくというような運びにもなっております。そういうことを通じて、町民の皆さんに身近なところの自然エネルギーの再生可能エネルギーの資源というものを見つけていただく、町の方はそれを活用していくようなことに支援をしていくというようなことが大切ではないかなと思っております。

それぞれの地域で、地形などがいろいろ違うわけでございまして、風力がいいといっても風がないところでそういうものを建ってみても、これは効果がないわけですから、やっぱり地域地域に合ったエネルギーの開発といったものを考えていかなければいけない。あわせて、それらが適正に、絶えず供給されたり、あるいは加配されたり、スマートグリッドという、きのう申し上げましたけれども、そういう送電網ですね、そういうものの整備、そしてそのコントロールというようなことを通じて、この鳥取県西部の中で最適な環境というものを、生活環境というものをつくっていくという大きな中での取り組みとして位置づけて考えていきたいというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 町長とは脱原発という点では、当面まだ一致点を見ないわけですが、私は国民の皆さんの意識、世論調査など見てみますと、もう大体、国民の合意はそっちの方を向いてるんじゃないかと思っております、そういう意味でこの原発から抜け出して、新しい循環可能なエネルギーへ一日も早く、この危険な状況を脱していかなければならないというふうに考えておりました、そういう意味で世論、住民の皆さんと一緒にそういう手をつないで頑張りたいと思っております、この問題はこれで終わります、次に国保税のことですけれども、医療費の伸びは、高額療養の方々で、おっしゃるとおりだと思えます。医療技術が進歩すれば、それだけ医療費が伸びていくというのはこれは当然のこと、私も前に、この医療費が伸びることが問題ではないと思っております。それを支える財源をどうするかということの方がより問題だと思っております、そういう問題意識でございまして、今回、22年の決算見込みで、先ほどいろいろ医療費の伸びのことを答弁いただいたんですけども、ちょっとよくわからないんでお願いしたいんですけども、8.15%の伸びになる医療費の根拠になる数字ですね。国保運営協議会に出された2ページ目の資料、お手元にあるでしょうか。3年間の療養諸費比率の状況というのを見ますと、1人当たりしか書いてないんですよ。それで、この療養諸費比率っていうのを過去3年間、どういう状況なのか、その数字が出てこないんですよ。御説明をお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。国保の運協の資料ということでございますが、資料の中にこの8.15が出るっていうのは、税金面での1人当たりの増加ということでございますね。よろしゅうございますね。医療費、1人当たりの負担額が8.15%上がるということで先ほど申したと思っております、これは医療費の伸びと、それからかかる経費、それから歳入といいますか、その財源になるところ、これ引いたものが伸びてきているということで、

それを基金を繰り入れた中で計算したものであるということになります。基金の繰り入れがなければ、これが40数%ということになりますので、基金を繰り入れまして8.15になったということでございます。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） きちんとお答えくださらないと、ちょっと質問ができないんですよ。これ、計算の根拠になるわけですからね、20年度の療養給付費、21年、22年と、全体の数がないと、それが税としてどんだけ集めるのかという一番基礎になるんじゃないでしょうか。予算の計算書の頭のところに来る根拠になる数字がこれ見ても出てこないんですよ。その点、お願いします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 人数ということですが、国保の運協の資料、見ていただき、お手元にありますと思いますが、5ページ、例えば5ページですね。そこに、この場合は医療費分の積算でございますが、その下の方、(4)のところに若人被保数2,694人というのがここに載っています。結局、その前を見ていただきますと、かかった経費から収入分を引きまして、その残りが、負担いただくものが、例えば基金取り崩しゼロでございますと1億8,161万5,000円かかると。これを2,694人の保険者数で割ったものが7万2,368円、これは基金がゼロの場合ですが、こういう格好で計算しております。この医療費、先ほど申されました2ページの診療諸率の状況でございますが、これは医療費を単純にこの人数で割ったものと考えておりますので、お願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） これではわからないんですよ。じゃあ、具体的に聞きますよ。2ページの20年と21年と22年と出てますよね。それで、20年の比較っていうのが出てまして、102.3となっておりますね。それから、21年分は、20年との比較で102.8となっておりますね。それから、22年は21年との比較で111.23となっておりますね。伸び率がどういふふうに計算されたのかわかりませんが、この3年間、もしこれが率の計算の根拠になるとしたら、これ2.0%けた履かせてることになりませんか。私は、だからもとの数字が大事だと思うんですよ。過去3年間の平均で伸びを計算するんじゃないかなったのでしょうか。だから、100っていうのがどこにも出てこないんですよ。だから、100から始まって伸び率を出すんでないのでしょうか。その辺の考え方がよくわからないんです。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。ここは伸び率ではございませんでして、比較と書いております。伸びとは書いておりません。比較でございますので前年と当年度を比べたときの何%になってるかってことでございますので、伸び率ではございません。100を引いたものが伸び率と考えてもらえば結構ですけども、伸び率といえば100を引いたものということになります。

先ほど申されましたのは、一般と退職を混合したところでございますので、退職についてはほかの方の制度補てんされますので、かかった経費、すべてこれについてはほかから補てんされます。ですから、国保税に関係しますのは一般の方ということになりますので、一般の比較でお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） ですから、医療費の伸びっていうのをどういうふうに見てるのかわからないんですよ。ちょっと教えてください。どういう計算で医療費の伸びを出したのか、そこが全然わからなくて、いろんな数字が出てくるんですよ。3ページに対前年比で22年と21年を比較して112.16という数字も出てくるんですよ。これが12.……。あっ、うそですか。112.16です。12.16%というふうに、だから今回の計算の医療費の伸びをどう見ておられるのかっちゃうのが、いろんな資料がついってわけがわからないんですよ。その点、どういうふうに理解したらいいのか教えてください。

○町長（坂本 昭文君） 112というのは退職分が入っちゃうだけん、だけん、それで違うだけん。それから、この7億1,461万1,000円っていうのは、22年度が、これ何回も言うとしたけども、それが医療費の伸びだ。去年のやつ。（「議長、ちょっと休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午前11時09分休憩

午前11時13分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。5ページ、ちょっと見ていただきますと、右の方に枠があると思いますが、そこに上から2番目ですね、一般療養給付費になります。これが医療分になりますが、7億1,461万1,000円、これ23年度の見込みとして

おります。これが医療費を、この分の昨年の金額が連協の資料でいいますと6億6,514万9,000円としております。去年から医療費が伸びるということで見込んだ数字でございます。

ちなみに決算の方でいきますと、21年度、22年度決算を比較いたしますと、実質には5.1%、この医療費部分が伸びてるということでございます。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 医療給付費の伸びが5.1%ということで、税として集めるのが8.15%、これの6,000万の繰り入れをした上で8.15%になるっていうのは、ちょっと私、どういうからくりでしょうか。6,000万、いいですか、医療給付費ですよ。6,000万ほどの伸びですか。基金6,000万入れるんですよ。これで何で8.15%伸びるのか、ここんところの説明をお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。先ほど医療費と申しましたが、このほかに高額医療、また別になっておりますので、高額医療につきましては11.8%伸びている。それから、歳入は一定しておりません。これは、ほかのいろんなところが歳入がありまして、これは3年間の給付実績とかそういうもので来ますので、歳入額は今年度、今、確定してるものを見込みまして出したものでございます。確定してるものは確定した数字を使ったということでございます。そのために差し引きの出たもの、これを被保険者数で割りまして8.15%のお願い制限ということになったものでございます。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 高額療養費は戻るんですよ、全額。町の財政を圧迫するわけはありません。そこんところはきちんと見ていかないけんですけれども、8.15%の値上げ、私これ納得しないんですけれども、別の視点でちょっと話をしたいと思います。

今の国保、どれくらい、先ほど収入の状況を、変化を1人当たり22年度が55万2,000円の所得ですね。55万2,000円。単純に1人当たりの賦課額が、単純にはいかないんで、せっかく例をつくっていただいているので、ことしの8.15%で、国保の連協の資料です。所得200万円の方で、固定資産税12万6,000円払ったときに、国保税額は31万300円、これは連協に出された資料です。これを一月に割ると、13万3,008円になります。この設定は、年齢40歳未満の夫婦と子供2人、4人家族です。13万幾らでこんだけの国保31万払って、月こうやって暮らせるものでしょうかということをこれを見て思うんですよ。それから、いっぱいこと出していただいておりますが、これだけの賦課を町が国保世帯にするっていうこと

の大変厳しい仕打ちではないかということなんですよ、私が言いたいのは。基金の繰り入れをする以外にも、私が一つ言いたいのは、健康管理センターの事業費ですね。これ700万ですかいね。国保会計で見てませんか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。健康管理センターの維持費につきましては、国の特別調整交付金の方でも手当てされております。約1,300万ほどあったと思いますが、この中でも手当てされておりますので、お願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 一般会計からは幾ら出していますか。済みません、国保会計です。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。1,394万5,000円でございます。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） ということは、国保会計で丸々……。どういうことですか。健康管理センターの費用を、何ていいますか、国から来た分を全部入れてるっていう認識ですか。よくわからないですね。そういうことですか。間違いありませんか。全額入ってますか。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午前11時22分休憩

午前11時35分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。先ほど植田議員の方から申されましたが、今回の算定に当たりまして、財源といたしまして事務費の繰入金、これは一般会計から繰り入れたものですが、法定分でございますけども、この1,163万9,000円でございます。これを想定しておりまして、この分と国からの特別調整交付金、その分合わせた中で健管センターの費用は賄われているという考えを持っております。

それから、先ほど8.15のお話でございますが、これは基金を繰り入れた上で8.15%でございます。決して8.15%があって基金を繰り入れたわけではございません。やはり、委員会の中でも、運協の中でも出ましたが、10%を超えてのことは大変じゃないかと。それから、

とって基金を全部繰り入れてしまって、これから先、何も保障ない中ではやっぱりそれも問題であるということで、皆さんにお願いできるところで8.15になります、6,000万入れて、8.15になりますので、そういうことで検討されたものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 別の視点から聞いてみたいと思いますけども、今回の国保運営協議会では、据え置きという案が全く最初から出てませんで、医療費の伸びから見て、据え置きという案ではなくて、5,000万と6,000万繰り入れた場合に、より6,000万繰り入れたら8.15%になったという話をしておられたと。私、傍聴に行きましたのでよく聞いておりましたけれども、据え置いた場合に幾らの財源があれば据え置けるのか、その点、よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。先日もお答えを申し上げましたが、約1億円の費用が要ということでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 国保被保険者数が23年3月で2,980人です。これ1人8.15%は幾らになるのでしょうか。そういうちょっと荒っぽい計算ではなくて、据え置いた差額掛けて、この3,000人ですか、その辺がきちっと出てますかね。1億円の根拠、もう一度よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。医療費と公費と介護を合計をいたしました金額が3億1,200万円余りになります。それが平成22年度の調定額が2億1,400万円ほどですので、約1億円費用がかかるというような試算をしております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） これを約、平均で医療分、後期分と合わせまして、6万1,022円ですよ。それが案2で6万9,391円、8,300円ぐらいですかね。8,300円掛ける3で、三八の二十四、追加で2,400万ほどありゃできるんじゃないんですか。6,000万から上乘せで。そういう計算が成り立つと思うんですけど、1億円の根拠っていうのがどこにあるんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 植田議員、そろそろ時間がなくなりましたので、まとめるようにしてく

ださい。

税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。国保運営協議会の資料の4ページの基金繰り入れなしというところございまして、医療分が7万2,368円と、後期分が2万1,231円で合計で9万3,599円。それから、介護分が2万3,464円ということで、合計で11万7,063円でございます。9万3,599円掛ける3,042人で2億8,400万余りですね。それから、2万3,464円掛ける1,168人で2,700万でございまして、合計で3億1,200万円という試算をしております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） かみ合いませんけどね。ここの24ページの22年度の医療と後期を合わせた分で6万1,022円と、案2の6万9,391円を引けば先ほどの計算になりませんか。それに3,000掛けるのが一番わかりやすいと思うんですけどもね。それだけの財源があれば据え置けるということではないですか。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午前11時43分休憩

午前11時49分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

税務課長、分倉善文君。

○税務課長（分倉 善文君） 税務課長でございます。運営協議会の資料の4ページで御説明をいたします。基金なしの分でいきますと、医療、後期、9万3,599円というのが出ておりまして、22年度の6万1,022円の差額が3万2,577円ございまして、これに人数2,694を掛けまして8,776万2,000円と、介護がございます。介護のところ基金なしが2万3,464円でございます。それと下の1万9,387円を引きますと、4,077円になりまして、これに被保険者1,163人を掛けて474万2,000円。合わせまして9,250万4,000円というような数字になっておりまして、若干違いますけども、これぐらいの費用がかかるということでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 何かこれ以上聞いてもはっきりしないんですけども、幾ら財源があれば据え置けるのかという明確な答弁が私は理解ができませんので、また再度、深めたいと思

いますけども、私は先ほども言いましたけども、この国保の重税感ですね、平成22年で55万2,000円の所得に対して、平均所得に対して8.15%までの課税をしていいのかという、本当にこれで、そこが政治判断だと思うんですよ。一般会計から繰り入れるっていうのは、国保以外の方からは理解が得られないということを再三、町長おっしゃいますけども、私も前、言いましたけども、国保は年をとると順送りで入ってきます。そういうところから見ても、ここに…

○議長（足立 喜義君） 植田議員、時間がなくなりました。

○議員（4番 植田 均君） 税金投入をすることは理解が得れると思いますし、それから他の保険制度から見ましても、めちゃくちゃに重いわけですね。全国保険協会管掌保険で見ますと、平均月額14万2,000円で7,802円程度の負担なんですね。これから比べると、本当に大変な負担だというわけで、ぜひ、これを変えるつもりはないということですので、私たちは繰り返しこの国保の問題を住民の方々と一緒に改善していく方向で頑張っていきますので、また議論を深めたいと思います。以上で終わります。

○議長（足立 喜義君） 以上で4番、植田均君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。再開は13時ちょうどであります。

午前11時53分休憩

午後 1時00分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

2番、仲田司朗君の質問を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 2番、仲田司朗でございます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告のとおり質問させていただきます。

質問の内容は、急傾斜地崩壊危険箇所調査結果に伴う土砂災害特別警戒区域の指定についてであります。

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれがある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、特定の開発や住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進することを目的として制定された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、一昨年、県が実施調査した急傾斜地崩壊危険箇所に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警

戒区域について、町の意見を聞いて指定することになってはいますが、どのようにされようとしているのでしょうか。

土砂災害警戒区域とは、県は土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊などのおそれがある土地について、地形、地質、降水などの状況や土地利用状況などの調査を行い、関係市町村の意見を聞いて、土砂災害のおそれがある区域、通称イエローゾーンを土砂災害警戒区域として指定し、一般にも周知します。

土砂災害警戒区域に指定されると、土砂災害から区域内の住民の生命を守るため、土砂災害情報等の伝達や避難などが早くできるように、市町村により警戒避難体制や土砂災害ハザードマップの整備が図られます。また、土砂災害特別警戒区域とは、県は関係市町村の意見を聞いて、土砂災害による建築物に被害が生じ、住民に著しい危害が生ずるおそれのある区域、通称レッドゾーンを土砂災害特別警戒区域として指定し、一般にも周知します。そして、土砂災害特別警戒区域に指定されると、開発会社などに対する特定開発行為の制限、個人の住宅に対する建築物の構造制限、移転勧告などの規制がかかります。そのような状況について、一つ、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定基準はどうなっているのかお聞かせください。

2番目、既に土砂災害警戒区域は指定されていると思うのでありますが、できるものなら土砂災害特別警戒区域の指定はされなくてもいいのではないかとと思うが、いかがなものでしょうか。

また、なぜなら一度、土砂災害特別警戒区域に指定されてしまえば、開発行為の制限、個人の住宅に対する建築物の構造制限、移転勧告などの制限が伴うため、家屋の増改築等をしたくてもできなく、より過疎化に拍車がかかると思いますが、どう考えておられるのかお伺いいたします。

以上、壇上から質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 仲田議員の御質問にお答えしてまいります。

土砂災害特別警戒区域の指定についてでございます。最初に指定基準でございますけれども、いわゆる土砂災害警戒区域、通称イエローと言っておりますけれども、イエローの指定基準でございます。急傾斜地の崩落の場合、傾斜度が30度以上で高さ5メートル以上の区域。それからロとしまして、急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内の区域。ハとしまして、急傾斜地の下端、下ですね、下から急傾斜地高さの2倍以内の区域、これが50メートルを超える場合は50メートルということになっております。

それから土石流の場合ですが、土石流の発生のおそれのある溪流において、谷の出口から下流での勾配が2度以上の区域をイエローの指定基準になっております。

次に、土砂災害特別警戒区域、これは通称レッドと言っておりますけれども、この指定基準でございますが、土石流やがけ崩れによる土砂流出の規模を過去の災害事例をもとに、現地の地形、形状などから調査し、その土砂流出の力を算出し、建築物が崩壊する区域を指定するわけでございます。人命に著しい危害が及ぶおそれのある区域をレッドに指定をするわけです。この基本となる設定方法は、国土交通省が政令により指定基準を定めております。鳥取県は、それをもとに基礎調査を行っています。現在、町内の土砂災害警戒区域は、土石流122カ所、急傾斜地182カ所となっております。

次に、土砂災害特別警戒区域の指定はしなくてもいいのではないかと質問でございますけれども、法律では県が指定する権限を有しております、指定に当たって市町村長の意見を聞かなければならないとされており、意見を十分尊重するという意味であります。しかし、拘束されるものではないため、同意を得ないと指定できないというものではありません。ただし、県は特別警戒区域の指定の際は、いわゆるレッドですね、レッドの際は、私権の制限を伴うことから、市町村長の十分な理解を得た上で指定を行うとしています。また、調査結果報告会には、町職員も同席し、住民の意見を聞き報告しております。

指定しなくてもいいのではないかとということでございますが、やはりこれは指定をして、町民の生命、身体を保護するために、危険の周知、警戒避難体制の整備などのソフト対策を推進すべきではないかと、そういう立場に立つわけでございます。

3番目、土砂災害特別警戒区域に指定されてしまえば、開発行為の制限、個人の住宅に対する建築物の規制などが伴うために過疎化に拍車がかかるのではないかと、こういうことですが、宅地開発については、土石流災害防止工事計画が安全を確保するために必要な技術基準に従っているものと県知事が判断した場合に限って許可されるわけでありまして。家屋の増改築については、リフォームなどは規制の対象とはなりません、増改築は規制の対象となり、建物の補強が必要になります。

また、より過疎化に拍車がかかるとの懸念でございますけれども、土砂災害防止法は、土砂災害から住民の生命、身体を保護し、危険の周知や警戒避難体制の整備など、ソフト対策を推進しております。問いのレッドの区域の指定が過疎化へつながるかどうかは、これは一概には言えないのではないかと考えておるわけでございます。御理解をいただきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） ありがとうございます。先ほど、私が思ったのは、特に警戒区域に指定されてしまうと、例えば今まで県外で勤めておられた方が定年退職で田舎に帰ってきた

ときに、せっかく家に帰ったんだから増築なとしようというやなときに、こういうレッドのラインがあったときに、先ほども町長の方から話がありましたけれども、増改築をしようとしても県の方からのいろんな基準をクリアしないとできないということになると、増築にまず土砂を、崩れるところを補強してからでないといけないということになると、結構多額のお金がかかってくるというようなことから、そういうことかなかなかそこでは住みにくいというような話が出てきはしないか、そういうことかなかなかそこでは里部に出なければいけないということから、こういうもので通称中山間イコール急傾斜地というような格好に、ほとんどの地域がこの中山間ではあると思いますけれども、そういうようなことも懸念したものですから、無理に指定しなくてもいいじゃないかなというようなことで、こういうことを一般質問させていただくとところでございますが、さっきも言いましたように、地域の方は昨日の板井議員の中でも話がありましたけれども、要は法律は法律なんだと。ただ、問題は施策の充実だということを町長言っておられました。それはわかります。ですけれども、施策を充実するためには、じゃあ、どうやったらいいのかということがもしその辺でありましたら、御紹介いただけたらというように思うところなんです。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。昨日のこの板井議員さんの御質問でもお答えしたとおり、全国的に年間に相当数の被害が発生しておるという状況でございます。そういうことをまず御理解いただきたいと思いますが、もっと大きく言いますと、世界の10%、108の火山が我が国にはあり、そして世界の20%の地震が我が国では起こっておるという、まず事実でございます。

それから、去年は、思い起こしていただきたいと思いますが、その庄原市で大変な水害、死者のあるような大災害が発生いたしておりますし、それから一昨年は佐用町でも大きな被害が発生して、これは避難勧告が遅かったということで、裁判ざたにまでなっております。それから鳥取県では、平成19年の9月に県内で初めて時間100ミリ以上の豪雨を記録しております。これは琴浦町。それから、若桜町の方でも大きな被害が発生しております。徐々に、何ていうかな、南部町は起きておりませんが、狭まってきておるように受けとめているわけです。したがって、万一のときのために、砂防ダムなどをどんどん建設すればいいわけですが、砂防ダムの整備率が鳥取県の場合は土石流、危険渓流で39.3%整備がなされておまして、整備率が24.2%と。全国の整備率は21%であります。それから、急傾斜地崩壊危険箇所275整備されておまして、整備率は20.3%、全国は25%整備しております。というようなこ

とで、地すべりも合わせまして合計で22%程度の整備しか進んでいないという実態があるわけです。そうしますと、どんどん整備すればいいわけですが、今の公共投資の抑制というようなことで、これ整備が進まないから今回のこの土砂法が制定されて、とにかくソフト対策で住民の生命や身体の安全を確保しようと、こういうことで法律が制定されたわけでございます。

したがって、施策を充実してからやればええじゃないかという、どうも御意見のようですが、まず国民の間に、あるいは住民の皆さんの中に、非常に危ないということをしめして、そして国民的な合意の中でさまざまな施策もしないと、施策を先持ち出して、こういうことをせないけんだといって言っても説得力がないと思うんですよ。全国に何万カ所もあって、そのうちの22%しかまだ整備ができていないというような現実をやっぱりつまびらかにして、だからソフト対策もやる、同時にさまざまな施策の充実を訴えていくようなことをせんと、我が国のこの災害常襲から国民の生命、身体を守っていくというようなことにはつながらんのではないかと。まず、こういう実態にあります危ないところですよということ、いち早くとにかくお知らせをしますと。そうしますと、よく皆さんに賛成、反対はあっても、皆さんがよくそういうことを承知さえておいていただければ、例えば大雨が降って、町長が避難勧告出したりしたときにでも、対応が全く違ってくると思うわけですよ。何にもそういうことを言わずにおいて、あんたここは危ないけん早う逃げなさいっちゃんやなこと言っても、これなかなか応じていただけないのではないかと。そういうふうに思うわけですよ。まずやっぱり調査をした結果というものは広く住民に周知し、そしてその中でも特に危ないレッドというのはきちんと指定して、危ないですよということは、特別にまた危ないということはしめしていかんといけんのではないかと。そういうふうに思っております。

○議長（足立 喜義君） 仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私は、危ないところだから、何ていうんですか、今、説明をされるときに、そこは危ない箇所ですよというのは、これは土砂災害警戒区域という格好で、県のホームページの中を見ますと、番地まで出て、大体どこが危険な箇所ですよというのが出てくるわけなんです。それにプラスこの特別警戒区域ですよってということで、二段構えになってるんじゃないかなと思うんですが、先ほど町長が言われるように、そこはすごく危ないからということは、それを私もわからんわけではございません。ですが、やっぱり住民の認識もしていただくと同時に、それに対する手だてというものもあわせて一緒に考えていかなければいけないんじゃないかなということから、こういうことを発言させていただいておるものでございますので、ですから県のやり方がまずいとかそういうことを言ってるわけではございません。ただ、やっぱりあ

わせてそういうレッドならレッドで危ないんですよ。だったら、こういう格好で一緒になってかわりましょうというのがその中について回るんじゃないかなということから、こういうものをさせていただいておりますところでございますが、やっぱり先ほど言いましたように、中山間はほとんどがそういうところが主でございます。中には県がダム工事をした、砂防ダムをした、強度が足りないからそのエリアになるっていうやなところもあるように話を聞いております。ですから、やっぱり今住んでおる皆さん方の区域の中で、こういうものがレッドですよということをしながら、意識を改革していただきながら、そしてじゃあ、どういう避難体制をとるのかということが望まれているんじゃないかということをおられると思いますけれども、その辺について、じゃあ、どういう格好の避難体制をされるかというのは、これからその後、住民説明会をされた中でかわられると思うんですけれども、その辺につきましては具体的にはこれからの話なのでしょう。その辺を教えていただければと思いますが。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長です。議員が言われましたように、周知をした後に警戒などの対策を住民の皆さんと一緒に作り上げていけたらというふうに考えております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 今まで説明会を何回かしておられる中で、いろんな問題が参加者の方から出ておると思うんですが、その辺の内容については特筆的なものがあつたら教えていただきたいんですけど。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長です。特に、やっぱり一番心配されますのは、先ほど議員も言われましたけれども、新築、増築に制限がかかるという点に一番心配して御意見をいただいております。具体的にはどういうことをしたらいいのかとか、それは母屋だけなのか、附属屋もその対象になるのかというような質問もいただいております。中には公民館、最初に一番避難しようと思つた公民館がレッドなのかというような認識をしていただいた部落もありますけれども、それはそれでまた別のところを考えないけんというようなことの発言もありました。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） ありがとうございます。そのような格好でいろいろ議論が出る中で、レッド区域内にお住まいの方については危険意識っていうんですか、そういう防災の取り組みも出てくるでしょうし、それからやはりそういう事業のあり方というようなことも出てくるん

じゃないかと思うんですが、特に建てかえをするときに融資制度というようなことが県の方にもあるようでございますが、それについて特に利息の問題を補てんするという話もあるわけでございますけれども、県の方でもありますけれども、町の方でもそういう格好を拡大されるようなことはあるんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長です。今、具体的に町の方でかさ上げをするとか、そういう考えはまだ持っておりません。

○議長（足立 喜義君） 仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 説明会をされてまだ日が浅いというようなこともありますけれども、特に土砂災害に危険な箇所ということになると、やっぱりふだんからそういう意識を持っていかないといけんわけですし、それに合わせてそういう手だてができるようなやり方っていうのも一緒になって考えていかなければいけません、基本的に個人の財産にお金はなかなかかけられないだろうと思うんですね。ですから、県の方もそういうブロックをしたりとかするものについての利息相当分しか対応できないということを聞くわけでございますし、できるもんなら少しでもそれを軽減できるようなやり方で町の方でも枠を多くとって、その利息相当分だけでもやっていかないと、やっぱり集落が私は壊れてしまっはいけないんじゃないかなと思うんですね。ですから、それでレッドゾーンっていうのはどうかなっていうのは提案したところでございます。ただ、やっぱり先ほど町長が言われるように、いつ何どき災害になるかわからんということがありますので、それは私どももそういうことを、レッドゾーンがいいようにしなかったから何でだっていうようなことを言われてもいけんわけでございます。やっぱりそれはそれなりの法的なことはきちっとするんですけれども、それに合わせた避難のあり方、あるいは地域での取り組みということがこれから重要になってくるわけでございますので、その辺の防災計画とかそれについてはどのような格好で考えておられるんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。防災計画をどのように考えてるかということでございます。当然、レッド区域というのは、今までも防災計画の中には想定はしておりませんので、やはりイエローゾーンの中でも、その中でもまだ危険なところという意味でございますので、それに対応するように、避難所の見直しであったり、それから避難ルートであったり、そういうところを中心に見直しをかけていきたいというふうに考えております。

○議長（足立 喜義君） 仲田司朗君。

○議員（２番 仲田 司朗君） 地域の皆さん方があってこそ行政も動くわけでございますし、地域をよくしていくものが私どもの役目ではないかなと思うわけでございます。そのためにも地域の皆さん方が手を合わせてできるようなやり方っていうのをしながら、町づくりはしなければいけないと思うわけでございます。そのためにも、やはりこういう危険な区域があるということであれば、もう少し手を差し伸べていく手だてっていうのも今後は必要になってくるんじゃないかなということからこういう提案をした次第でございますので、ぜひ今後ともいろいろ御検討いただきながら行政に反映していただけたらというふうに思っておりますのでございます。

私の考えは以上のようなことでございます。あえて町長の方からこれについて感想があればお伺いしたいなと思うところでございます。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。町の方もレッド指定をして、施策は何もせんたというようなことを言っているわけではございません。会見の方はまだでございます。西伯の方は終わったので、今、説明会を取りかかっているというような状況でございますが、一応、今ある制度というものをちゃんとお話ししているというように思います。

一つは、がけ地近接の危険住宅の移転事業ですね。これらは急に思いつくわけではありませんから、御要望いただければすぐ対応して、国の方の予算要求もしていきたいし、町も予算措置をしていきたいというように思いますので、ぜひ御相談をいただきたいということ。

もう一つは、住宅の建てかえや増改築時に必要となる建築構造の強化に対する補助制度というのを県が創設をしておるわけでございます。この事業主体は市町村でございまして、レッド区域内で住宅の建てかえや増改築を行う建築主に対して、借入金利子相当額に対して補助をします。これは市町村と県が2分の1ずつ補助して、100万円を限度にやるということなんですけれども、建てかえを考慮おられるような住民の皆さんには、それなりの制度ではないかというように思っております。こういう機会にこういう制度を利用して、ちょっと離れたところへ建てるとか、そういうことをしていただけたらというように思うわけです。いずれにいたしましても、できるだけ速やかに、レッドの指定というか、レッドの地域がありますよということを住民の皆さんにいち早く周知をして、そして県も含めた総合的な支援策というものを検討していかなといけんというように思っております。

私は鳥取県の砂防の関係の支部長をしております、県下のよその町村との連携も必要です。よその町村と連携して、境港市と日吉津村だけですから、砂防がないのは。ほとんどの市町村が砂防を持っておりますので、よその市町村と連携して県や国に対して支部としての要望をきちん

とぶつけていきたいと、そういう制度の充実に努めたいと、このように考えております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） ありがとうございます。ぜひ御検討いただきまして、私どもでできることは、また議会としても検討していきたいと思っておりますので、地域の方のために頑張りたいと思います。

簡単ではございますが、以上で私の質問にかえさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で2番、仲田司朗君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 続いて、9番、細田元教君の質問を許します。

○議員（9番 細田 元教君） 9番、細田でございます。議長のお許しが出ましたので、最後のトリとして一般質問させていただきます。

その前に最初に、一番最初にトップバッターで質問された杉谷議員、中ほどの最後で質問された、最終日の方に植田議員、東日本大震災のことを言われまして、私が最後のトリで、南部町議会も本当に東日本大震災で被災に遭われた方を思っていることをお伝えしたいと思っております。本当に東日本大震災で亡くなられた方の御冥福を祈るとともに、一刻も早い復興を皆さんとともに祈りたいと思っております。また、今まだ不自由な生活をされている、避難をされている方々にも本当に頑張っていたきたいということは事実であります。

この東北の人たちとこの山陰の人たちは似てるところがございます。粘り強いところが似てる。東北の人やち、今、合い言葉は、まげでたまっか、そういう言葉だそうです。要は負けてなるものか、そういう粘り強い根性で今、東北の被災に遭われなかった方、被災に遭って生き延びられた方は頑張っておられます。今、私たちの職員も1人、行っとなります。これに負けないように、私たちが遠い南部町でございますけど、エールを起こしていきたいと思っております。

では、質問させていただきます。2点でございます。防災対策と子育て支援対策でございますが、防災対策は今、関連の質問が板井議員と仲田議員がございました。土砂災害の件でございます。イエローゾーンとレッドゾーンの話でございます。

私もたまたま5月の連休に今、町長が言われました庄原地区、何げないところで通りました。3月11日の東日本大震災であったときの光景、テレビで見えておまして、あれっと思った。この山奥であのような災害、津波が起きたかなと思ったけど、よく考えたら、あっ、去年の集中豪

雨のときの災害だ。そりゃひどいものでした。ちっさな川でした。山肌がむけておりました。そのそばにあった家が土台からなくなっておりました。だれもおられませんでした。部落が全滅でした。そこやっと車1台通る道で帰ってまいりましたが、引き返そうと思ったけども、行きたからにはと思って行きました。出たところが西城病院のそばの方に出てまいりましたが、ここなんだと。

これを見て、我が南部町にもこのような地域があるなと思いました。先ほど町長が県内で初めて1時間で100ミリを超す雨が降ったと。それが大山町とかもう1カ所すごい災害が起きた。そのときはこちらは天気でしたよ。これがいつ何どき我が南部町に起きるかわからない。

今、板井議員、仲田議員のときの質問ではそのイエローゾーン、レッドゾーンが県から示され、そういう周知されて、自分とこの財産はどうなるかという質問でした。それなりの回答は得てましたが、私はあの光景を見まして、東日本大震災のときも一緒です。逃げろ、逃げろでした。私は第一にああいうときには逃げないけん。つくづく現場を見てそう思ったんです。それでこの質問をしたのです。

こういう地域が、今、レッドゾーンと言われましたが、イエローゾーンも含めてですが、我が南部町にはたくさんあると思います。中山間地域ですので。そういうところの地域にこういう100ミリの雨が今、ピンポイントで降るんですね。この対応、財産云々言っとる場合じゃない。自分の命、その家族の命、生命を守らないけん。そのためにその地域の住民に周知徹底されているのか、疑問に思いまして、この件を質問いたしました。

そして、まず逃げないけん。そのための避難誘導はどうなってるのか。また、避難勧告の指示はだれが出して、どのようにされているのか、本当に疑問に思いました。この関係で去年もこういう質問をいたしました。対岸の火ではないと。我が町も机上的な訓練をされましたか。しているという返事をいただきました、あのときは。私はその現場を見まして、これは大事なことである。確かに財産も大事。家も大事。それ以上に命が大事。つくづく思いまして、佐用町の例、今、町長言われましたね。指示がおくれた。ほんならば、町長は忙しい方ですね。いつもなかなかおられません、つかまえられません。こういうときにだれが指示して、どのようにするか、徹底されているのか、そのことが一番僕は大事じゃないかと思っております。その件にして、今回の質問いたしました。どうか明快なる御回答、よろしく願いいたします。

続きまして、子育て対策でございます。

これは、ある新聞のコラムに書いてありました。沖縄の一部地域に伝わる学事奨励会、これは明治時代に始まった行事で毎年市町村の区ごとに地域の大人たちが集い、進学、進級する子供た

ちの成長を願う。これは名護市山入端区の奨励会に参加したときの感想だそうです。そこでは、児童、生徒、区民、小・中学校の校長らが参加し、司会進行は高校生が行ってありました。ここで来賓の話が非常に印象に残ったということです。この来賓の方は、この行事は人と人をつなぐ社会づくりの模範であり、伝統を守り続けてほしい。成長を願う大人たちの支えがあって、子供という苗木は大樹と育っていくというようなコメントがありました。

今、教育は家庭や学校の問題と傍観しなくて、地域全体で子供たちの成長を見守る。このことは、かつて日本に生きていた伝統がここにあってというようなコラムでございました。僕たちもちっちゃいころ、そのような地域の人にかわいがってもらえ、いろいろ成長した記憶がございます。今、この少子化が進む現代、しかし、それは1人の子供の持つ使命の大きさが増してくる時代ととらえ、あすの栄えをつくる宝の子供らを総力挙げて励ましていきたいというコラムでございました。

この間、たまたま5月31日、天萬庁舎で教育委員会との議員との懇談会がありました。我が南部町の教育はコミュニティ・スクールという画期的な施策で先進的な取り組みを持って、今、進んでおります。学校に地域の人がかんどん来て、一緒になって教育する。僕の考え間違ったらまた訂正していただいて結構ですが、そのように先進的な取り組みを南部町の教育はやっているということでした。けども地域でこのようにしたらいかがですか、言いましたら、矢吹教育長さんはコミュニティ・スクールの先は、私はそこであると思ひますとはっきり言われました。そこで、教育長さんがそこまで言われたならば、それに沿うような施策をそれは行政が少しでも手伝わなきゃいけないかと思ひまして、こういう一般質問させていただきました。要は地域で、地域挙げて子育て対策が必要ではないか。これからのキーワードは僕は地域だと思ひます。これについての回答もよろしく願ひいたします。

壇上からの質問は以上であります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 細田議員の御質問にお答えをしましてまいります。

最初に防災対策でございます。本町は、標高20から350メートルで、日野川水系である法勝寺川、東長田川、小松谷川及び朝鍋川流域に集落が分布しております。町の面積の約75%を占める山林の大半はそれらの河川上流に存在しております。

本町の災害はそのほとんどは自然災害によるもので、大半が洪水、暴風雨によるものですが、ハード事業の推進などにより幸いにも目立った洪水などの災害は発生しておりません。また、大きな土砂災害による人家などへの被害が及んだという記録はないようです。

本町における山腹の崩壊、土石流などの発生が予想される山地、災害危険地区は民有林が130カ所あります。このうち緊急度の高い集落、周辺山地の治山事業などを積極的に推進し、未然防止を図ってきました。しかしながら、この事業は莫大な時間と費用がかかるため、残念ながら進捗率は低いと言えます。

平成21年度に、県は西伯地区において土砂災害防止法に基づく溪流及び斜面の調査を実施しました。これは既に指定されている土砂災害警戒区域、イエロー区域をもとに土砂災害特別警戒区域、レッド区域について調査をしたものであります。その結果について各地域振興協議会で説明をし、さらに各集落に出かけて行って調査結果を説明しております。なお、会見地区は現在、調査中でございます。

平成18年に全戸配布した南部町防災マップには、河川が増水、はんらんした場合に想定される浸水する範囲やその程度、各地区の避難場所などに加えて、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流、地すべり危険箇所を表記しております。南部町全体が溪流及び斜面の調査が終わり、レッド区域の指定が終了すれば、おくれることなく南部町防災マップを修正して、再度全戸配布する予定にいたしております。

出水期が近づいてまいっております。いま一度、現在の防災マップを確認していただきまして、日ごろから危険箇所や避難場所、避難経路などを確認しておくことも重要だと考えます。

次に、避難誘導はどのようになっているかということでございますけれども、南部町防災計画において避難誘導者は、1つ、住民の避難誘導については災害対策本部長の指示により、区長及び公設消防団員が誘導する。ただし、人命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、特に急を要する場合は警察官が避難を指示し、誘導する。

2番目、学校、保育園、事業所など、その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設管理者などが実施するとしまして、誘導方法としては、高齢者、乳幼児、障がい者など災害時要援護者から優先的に避難させる。2、災害の規模、状況に応じて、指定避難所及び経路の安全確保、最寄りの空き地などに集合し、徒歩で移動、可能な限り集落単位で行うと定めております。しかしながら、実際に避難勧告が発令され住民が避難する場合には、公設消防団員が到着するのを待つわけにはまいりません。災害時は初動体制が非常に重要になりますので、集落や地域振興協議会を中心に迅速な対応が必要と考えております。

最後に、避難勧告の指示系統はできているのかということでございます。避難勧告を発令する目安は次のとおりであります。河川のはんらん等に係るものについては、はんらん警戒情報、法勝寺川、柏尾地内で水位が3.8メートル、これが発表された場合で、土砂災害に係るものにつ

いては、気象台と鳥取県が共同で発表する土砂災害警戒情報、レベル1が発表された場合です。なお、土砂災害警戒情報については、気象情報と同様にテレビやラジオで放送されますし、インターネット環境が整備されていれば鳥取県防災情報を初め、さまざまな気象情報に関するサイトやあんしんトリピーメールなど携帯電話メールサービスに登録していただければ、逐次情報を得ることができます。また、気象情報に関するサイトについても携帯電話版も多数ありますので、ぜひ登録や利用をしていただきまして、情報収集をしていただきたい。よろしく願い申し上げます。

町の災害対策本部も同様に気象情報や前述のサイトなどを利用し、今後の雲の動きや雨量予測などを参考にしたり、鳥取地方気象台や国土交通省日野川河川事務所と連絡、相談しながら避難勧告の発令判断を行わなければなりません。しかしながら、関係機関などに相談はしますが、刻々と状況が変わる中でどの時点でどの地区に対して発令するのか、なぜこの地区は対象としないのかなど、その判断は非常に難しいものでございます。町民の生命、身体及び財産を災害から保護するという町の責務を遂行するために最大限努力してまいりたいと思っておりますが、町民の皆さんの自発的な判断も大変重要に思いますので、危険を察知された場合には、遅滞なく避難行動をとられるとともに、情報提供などについて御協力をよろしく願い申し上げたいと思っております。

次に、子育て対策についてでございます。

子供は地域の宝でございます。地域が発展するためには、子供が健やかな成長をしなければなりません。昔は子供が地域で遊び、それを大人が見守るということが日常的でした。しかしながら、子供の数の減少、遊びの変化、核家族化、親の就業率の増加などにより、大人と子供のつながりが希薄化し、いつしか地域の中に子供の存在が見えてこないようになったのではないのでしょうか。町では乳幼児時期においては保育園が中心となって就園前の子供と保護者を対象にした子育て支援行事、「あいあい」を行い、子育ての不安解消や仲間づくりを進めております。地域においては子育てサークル、にじいろポケットやかきっこCLUB、双子のお子さんを持つ保護者の会「ぐりとぐら」が活動され、同世代の子供を持つお母さん方が集まり、情報交換や遊びを通じて子育ての悩みの解消や気持ちをリフレッシュする場として取り組んでおられ、町としても活動支援を行っています。また、子供にとって、本を読んでもらったり、お話を聞くことは大きな喜びであります。親子にとってきずなを深めるばかりでなく、この中で言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにしていきます。乳児期のブックスタート事業による読書習慣のきっかけづくりや、図書館の充実による読書環境の整備を行っています。このほかにも図書館ポ

ランティアサークルおはなし・ドンでは、地域の子供に図書館と連携して、読書の喜びや楽しさ、お話の持つ温かさを伝えたいという思いで、手づくりの人形劇、エプロンシアターなどを中心とした活動をされております。

児童の健全育成については、地域で子供を見守り、広い範囲の年代の方との交流を図ることも必要です。南部町では地域振興協議会という自主性を持った組織がございます。地域パトロールによる子供の見守り活動、大人も一緒に参加できるように工夫した夏休みのラジオ体操の取り組みや芋植え、芋掘り、グラウンドゴルフ大会、スキーやスノーボード教室など世代を超えた交流の取り組みを行いながら子供の成長を見守っていく活動が取り組まれております。今まで行政が主体となり行ってきた活動についても、地域の皆さんのお力をいただきながら、地域の皆さんとかわりを持っていただくことにより幅が広がり、子供たちの成長にもよい影響を与えると考えております。また、小さなころから自然に興味を持ち、親しむことは子供にとって感性や豊かな心を育てる上で必要不可欠なものであります。町内には、自然観察指導員の桐原さんのようにほかにはないすぐれた力をお持ちの方もおられます。桐原さんには町報にも連載いただいておりますけれども、町内の豊かな自然を紹介していただき、子供たちが自然に興味を持つきっかけをつくっていただいていると思っております。このように多くの地域の方々が子育てにかかわっていただくことで、南部町の子供たちが健やかに育っているというように思っております。今後ともお力添えをいただきますようによろしくお願い申し上げます。

教育分野での子育て対策については、これは教育長の方から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 地域挙げての子育て対策にかかわり、義務教育の観点からお答えいたします。

私が教育長に就任いたしました初期の議会におきまして、子供は地域の宝であることの旨、本議場でお話しした記憶がございます。その後、本町教育行政はこのスタンスを大切にしながら、学校教育の充実や学校改革に努めてきたと考えております。議員もお目通しのことと思いますが、本町教育行政施策の概要の中で、3つの重点目標を定めておりますが、最初の項目として地域とともに歩む学校教育の推進を位置づけております。そして、地域に開かれ、信頼される学校づくりを基軸とした地域の教育力を活用した学校教育の推進を図ると記しております。その中核となる施策がコミュニティ・スクール制度を活用した新しい学校づくりの取り組みであることは議員もよく御承知いただいております。本町では、この制度を導入した学校を地域協働

学校と命名していますが、まさに制度の趣旨を反映していると、本町にお迎えした大学教授よりお褒めの言葉もいただいております。

さて、この地域協働学校という名称が意味するものでありますが、地域の子供たちの育ちは地域が責任を持たなければならないという考え方に基づいております。地域の力を学校教育へという動きは昨今、国や県内においてもさまざまな施策として頻繁に耳にするようになりました。しかしながら、コミュニティ・スクール制度は単なる学校応援団や学校支援ボランティアを組織することではなく、地域の未来を託す子供たちにどんな力をつけてもらいたいのか、どんな子供に育てたいのか、そのために学校教育でどんな力を育ててほしいのか、学校関係者に示し、協議し、その実現のために協働する場であります。学校教育の中では育ちにくい力については、当然、地域社会や家庭が学校と連携しながらその責任を果たしていかなければなりません。地域は学校のために何ができるか。学校は地域のために何ができるのか。会見小学校が県下初のコミュニティ・スクールとしてスタートした際のサブテーマであります。まさにコミュニティ・スクールの真髄を示すものであると考えております。

もう1点触れさせていただきます。議員も記憶に新しいと思いますが、平成20年10月、子ども教育委員会は全国学力・学習状況調査結果を全国に先駆け開示、そして公表いたしました。このこともそのベースにあるものは共通する考え方であり、地域の子供として学校とともに子供たちを支え育てていこうとする地域の皆様に対して、その結果がどうであれ、正しい情報を提供し、共有することは当然のことと考えたからであります。また、同年3月に県下初の条例としてお認めいただきました南部町教育の日条例も、その制定趣旨は同一線上にあるものでございます。

地域とともに歩む学校教育の推進について具体例を挙げながらお答えさせていただきましたが、いずれの取り組みもその取り組み自体が目的ではなく、私たちの未来を託す子供たちを地域を挙げてはぐくみ、守り、育てることのできる地域社会の構築を目指すものでございます。議員が例に挙げられました学事奨励会も同様のねらいがあるものと拝察をいたしました。

本町教育委員会は今後もこうした基本的な考え方のもと、地域の皆様や保護者の皆様と共同し地域社会ぐるみでの子供たちの健全な育ちを義務教育保障の観点から引き続き強力で推進するとともに、御提案のありました子供の育ちを支える地域社会づくりにつきましても、関係機関と連携しながらその一翼を担ってまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本議場をおかりしまして、町民の皆様には学校教育の一層の充実に引き続き御支援、御協力、御指導、御助言賜りますことをお願いをし、答弁とさせていただきます。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 再質問させていただきますが、同じ資料を執行部と私も持っていると思います、この分だと思えます。中に書いてあることを町長はそのとおり言われました。聞きたいのは、確かにハザードマップ、各家にたしか配布されたと思いますが、本当にこの厳しい地域、イエローゾーン、今はイエローゾーンですね、だけどレッドゾーンができてから、会見地区の話が終わってからいろいろ対策練りますという間に今、梅雨の時期でございますし、いつあんなのが来るかわかりません。一応、執行部と町としてはそういう危ない箇所は全部掌握されておられますと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 危険箇所ということで、イエローゾーンということで、そのエリアを確認はしております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） もちろんしておられると思えます。ならばそこで、こういう、だけんそこでわかっておれば、今で言ったら振興区ですね、振興区にその旨をきちっと伝えておられて、このような今みたいな言われた避難的なことをちゃんと言っておられたかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。防災コーディネーターのことしは3年目になりますが、研修でハザードマップで確認をしたり、いろんな研修の中でそういったことは認識をされていると思っております。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 認識は確かにしておられました。けど、一番大事なのは、この間東西町が避難訓練いたしました。あれは地震対応でございました。もう一つ、これにこういう災害対応を加えていただきたい。なぜならば、今、この資料に書いてありましたように、1時間100ミリ降る。危険だ、だれも思えます。けど、みんな危険だから家に帰るんです。そういうときのマニュアルというか対応を、今からでも遅くないですので、ぜひともその訓練をしていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。いや、それは振興区にぜひとも勧めていただきたい。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。土砂災害がこう頻繁に続きますと、町全体での避難所訓練というものも必要でございますし、また、もう少し細い部分での、地域での避難

所訓練というのにも必要になってまいりますので、そういった方向で進めてまいりたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） どうかよろしく願いいたします。今、確かにたったこの南部町だけですら、ニュータウンでたくさん雨が降ってもここはからっと晴れてるとか、いろいろあるんですね。こういうピンポイントな情報はたしかこの役場にも入ると思いますが、いかがですか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。气象台が町村別のを出しますし、2キロメッシュでしたかね、メッシュで色づけがします。でも、これはあくまでも参考程度にしてくださいというような表示の仕方ですので、現実とそれが合うのかというところは若干違うようがございます。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） さっきの町長の回答の中で、福成の方ですか、水位が何ぼか上がったら危険だと、3.8、そのぐらいだったら危険だということですけど、それまでに結構降ってるんですわね。そのような一番怖かったの、やっぱりそのピンポイントで降ったときの対応ですね。だって庄原のあの谷、ほかは大したことはなかったんですよ、全然何ともなかった。その谷だけだったんですね。もう全滅したの。で、なくなったと。僕は、ああいう厳しい雨とかなったときはみんな怖いから家に入っちゃうんです。ましてや、さっき町長は言われましたね。情報をはっきり自分で、自分の身は自分で守らないけんのは確かですけど、持てと、とりなさいと、インターネットとか云々で。一番怖いのは、これから中山間地域、奥行けば、どうしても高齢者なんです。高齢者の方にこのインターネット云々、僕ですらなかなかできないのに難しいんじゃないかと思う。その連絡網をきちっとしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。その中山間、奥の方でお年寄りがおられるといったところの連絡体系、それがゲリラ豪雨に対しての連絡体系を素早くとれるかということになりますと、なかなかそれは難しいことだろうなと思っております。私どもの考え方は、それぞれの立場で何をするかを共有をしながら事に当たっていくということが大事だというふうに考えております。そして、個人としては自分の身、財産、これは自分で守る、これが大原則ということでございます。先ほど言いましたようにゲリラ豪雨などは町ではとても迅速な対応はできませんので、そういった大原則を持っていただきたい。それから、避難の判断でございますけども、これは一義的にはみずからが判断をして避難をしていく。これも役場からの指示待ちということ

ではとても既に遅い場合がございます。それから、これは緊急時ではないんですけども、平時にその避難するところをきちっと決めて、それを人に伝えておくということです。これは何かあったときの安否確認がスムーズにいくということでございます。それから、避難する場所については、やはりその危ないところから離れるということで、より高いところ、よりその斜面よりも離れたところ、なるべく早く移動ができるという、その3つのところを視点にさせていただいて考えていただきたいなと思っております。

それから、先ほどからありますようにハザードマップ、いわゆるどこが危ないのか、避難するにはどこを歩いていくのが一番いいのかというようなことが考えていただきたいと思っております。経路については、そこが流れて通れないということがございます。そういったことも考えておいていただきたいなと思っております。それから災害についての知識もやはり持っていただきたいと思っております。先ほど来から避難というのは別の場所に移動する避難というようなちょっとイメージで聞いておりましたけども、2階建ての家でありますと、1階である、2階にある、安全度がまるっきり違いますので、2階に上がるだけでも避難誘導になりますので、歩けない方等については、2階の方の誘導を、地域の皆さんもとても出られないということになれば、じゃあおばあさん、2階に上がろうよというような避難誘導も必要になってまいります。

そういったようなことで個人としてやっていただくこと、それから集落としても取り組んでいただきたい。これは自主防災組織をつくっていただいて、防災はもとより防犯についても対応していただくということでございます。やはりその中では答弁の中にありましたように、要支援者といえますか、援護者といえますか、そういう方を中心とした体制をつくっていただきたいと思っております。今度はその組織ができますと、区長さんなりその組織の長というか、組織に求めるものということで町から出ます災害情報の伝達とか、それから町も行いますけども避難勧告の周知とか、そういったものをやっていただきたいなと思っております。それから、自力で避難ができない方のサポートとか、そういったものをやっていただきたいなと思っております。

質問のもとへ返りますけども、なかなか連絡体制を十分にとれというのは時間的にちょっと難しいかなとは思っております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 町がそういうことで時間的に難しいと。我が地域には地域の、私の地域のことを言って申しわけないですけど、福祉マップ、今つくってます。これから全町に福祉マップが広がっていると思います。この福祉マップにこういうことを落とせば、物すごく地域の一体感ができると思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。やはり避難の目安というのをある程度つくって、その基準になるところを超えたら、もう自主的に避難しようなというようなものは、空振りをおそれずにとということでございますけども、そういうものをつくって、やっぱりこの地域はもうあそこがあれ以上になったらもう避難しようというものをつくって、それを福祉マップの方に入れ込んでおかれるというのは非常にいいことだと私は思います。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） その福祉マップについて、この間、東西町がこの福祉マップいち早く一応つくりました。そこで防災コーディネーターができて、これに防災マップも一緒に入ればもっといいね、話になったんですね。だけど、このマップが各振興区、各部落ごとにできれば一番いいんですけど、この進捗状況というのは、福祉課が把握しているのかな、どこが把握してるんでしょうね、所轄は。企画課、なら福祉課。福祉課だって。伊藤さん、わかりますか。

○議長（足立 喜義君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長です。福祉マップにつきましては、東西町さんを初めに、皮切りに社会福祉協議会に委託しまして、各地域で福祉マップをつくっていただくように働きかけをさせていただいております。ちょっと数、今のところきちんとした数を把握しておりませんが、7カ所ぐらいは確実につくっていただいていると思っておりますし、順次、それをふやしていくということで社協ともお話をさせていただいて、事業の一つで入れさせていただいております。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） あれは、たしか地域福祉支え合い事業とか何かであったんですね。担当課として、これは大事な話で福祉マップは東西町は団地ですので、余りつながりがないので、すぐできちゃったんですけど、奥の方に行くに、旧部落に行くにつれて隣近所だれも知ってますので、なかなか進まなかったんです。だけど、ここで防災というのが入れば、これは話が別だと思います。ぜひともこれは社協と連携として、すぐ実態調査して、早目な対応をお願いしたいと思います。福祉事務所長が担当でしたらよろしく申し上げますけど、いかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長です。防災マップをつくっておられる集落もあると思いますので、そういう中で、活動の中でやっぱり日ごろの見守りとかが必要だということが地域でわかるという格好になりますと、必然的に福祉マップの形になってくるということも考え

られますので、防災マップとあわせながら地域に浸透を図っていきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） じゃそれはそれでよろしく願いいたします。

一番大事なのは、佐用町で問題になったのは、この指示系統ですね。こういう一番ぎりぎりのときだれが指示を出すのかと。そのことが我が南部町できちんとできてるかどうか、伺いたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。去年の7月に日南町ですね、日南町の方で豪雨がありまして、大きな災害、家がどうのこうのということではございませんけども、災害がございまして、そのときの検証結果ということが出ております。そこで課題・問題点というのが、先ほど議員おっしゃられました避難勧告が発令されていない。それを発令基準が作成していないというのが、課題・問題点の一つに上げられております。その基準自体はございますけども、その発令ということではいいまして、町長がいるときには町長が発令をいたします。それから町長不在のときでもやはりその状況を町長に報告をいたしまして、町長の判断で避難勧告を出すと。それから、それでもまだ連絡がとれないというときには副町長の方で出していただくという手順になります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、一応安心しました。一応町長が出す。町長不在で連絡がとれんときは副町長が出すと。めったにないですけど、東日本大震災と同じように、想定外ということがえらい流行語になっておりまして、このような想定外がないような対応をぜひともしていただきたいことを、私も東日本震災のそこへ行ってないですけども、たまたま庄原見たときに、これはひでえなと思ったから、こう言いました。あとは、ぜひとも各振興区に、そういうところに避難訓練、東日本大震災のときも保育園、幼稚園生が何でかし何でも捨ててでも逃げろ逃げろと、上の方に逃げろという訓練を常にしておったところは全員助かったんだと。避難場所に逃げた人は助かっちゃらんだった人もおったそうです。このような、そのような想定外なことも想定しながら、ぜひとも立派な災害に対応することをしていただきたいと思います。あとの家のこと云々、財産のことは板井議員、仲田議員の答弁で大体わかりましたけども、私はその前に、早いこと逃げろということをしてぜひとも訴えておきたかったということでございます。

続きまして、子育ての問題でございますが、さっき教育長とか町長が言われました。我が町でも地域で子育てとかいろんな活動しておられるところはございます。情報によると、三崎の地域と

か、東西町では中学生が振興区のいろんなイベントに全部参加しております。そのように地域挙げて子供を後ろから見守ったりをしておりますが、こういうことは私は大事だと思います。これを地域に任すのはいいですけども、そういう仕掛けづくりが私は必要だと思いますけども、これはどちらがいいでしょうかね。町長の方が教育長の方が、それぞれの立場で御回答をお願いしたら喜びますが。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。具体的な仕掛けづくりということでございますが、少し大きくりの話になるのかもしれませんが、先ほどお答えをさせていただきましたように、地域一緒になって子供たちの学びをしっかりとさせていこうということを申し上げて、17年から申し上げておりますので、少し時間が経過をいたしました。定例教育委員会の中でも、こういう大きくりのところについては皆さん方に御支援もいただき、御理解もいただき、進んできた。で、さらにある意味で細田議員さんの言われることと同一線上に出てくると思うんですけども、さらにもう一步踏み込んだ形の中でより具体的にこのことを取り組まないいけないか。そういう意味では、教育行政の方もそろそろ全体として次のステップへ、第2ステージに入っていくかということを実は定例委員会の中でも御意見もいただいております。

今、私どもで考えておりますのは、そういう総論的な地域とともに歩む、地域が子供を育てていくという部分で、学校教育の部分については、ある程度コミュニティ・スクール制度っていうものを中核にしながら具体的に見えてまいりましたけれども、先ほどの答弁の中でも言いましたように、学校は地域のためっていうこういう視点で考えてきたときに、やはり地域の中でどう子供たちとかかわっていただくかっていうところを、まさにどう仕掛けていくのかっていうのは今、課題だろうと思っています。地域振興協議会、特に地域振興協議会のそれぞれの計画を見させていただいておりますと、共通項はどれもやはり子供たちとどうかわっていくのか、子供たちを対象とした事業こうやろうとか、たくさん子供たちにかかわる事業、取り組んでいただいておりますので、そういうところと連携をしながら、もう少し、より具体的な中身を地域振興協議会の皆さん方と連携をしながらお示しをして、具体的なテーマでもって、子供たちにかかわっていく、そういうようなことの仕掛けをせないけんのかなというぐあいになっているところがございます。ちょうど昨晚でしたでしょうか、NHKの「845」か何かで島根県の方がふるまひ向上県民運動ですか、何かそういうようなイメージでの取り組みをしておられるという報道を聞きました。非常に参考になる取り組みでございまして、具体的な取り組みの方向性みたいなものを地域振興協議会の方とキャッチボールをしながら、地域で子供を育てるということはどうい

うことを具体的にしていくことなのかということをご提案するような形の中で応援をしてみたい、お願いもしてみたい。そんなことを現在考えております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、振興区とかいろいろとキャッチボールしたいと言われました。なら具体的に、この間教育委員会の方と議会と、議員と懇談しましたね。それと同じように今まで地域振興区の中には子供育てるいろんな部があると思いますけど、そういう方とそのようなことを1回でもされたことがありますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 地域振興協議会との連携につきましては、特に公民館活動にかかわるといいますか、社会教育にかかわる分野について連絡会等行ってきた事実がございますが、今、私が先ほど申し上げましたような形の中でももう少し広い範囲で物の考え方みたいなことの中で、地域振興協議会の会長さん等とお話をしたことはこれまでございません。ので、先ほど申し上げました内容についてももう少し教育委員とも協議をして、もう少し整理をした上で、連絡会で御相談をさせていただき、その先には各地域振興協議会の会長さん等とぜひ意見交換といいたいでしょうか、そういう場を持っていただきますようお願いをしてみたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） ぜひとも、そのときの会場というか懇談に、私の希望ですが、教育委員はもちろんですが、教育長、教育関係者、学校の校長先生等も入れていただきまして、ぜひとも意思の疎通ができるような体制をぜひとっていただきたい。だって、コミュニティ・スクールの先は目的は、目標ってというかそこに行くって教育委員長さん言われましたよ。はっきりと。なら、それに向かって具体的に教育委員会も動かないけんと思はす。ぜひともそれをお願いしたいと思はす。

私も子育てしちようときに、子供を学校に任しとけと、お願い、知らんと。家おるときは私が責任持つと。学校るときは学校が責任持つてねって僕の主義でした。子供が学校でたたかれて、煮て食おうが焼いて食おうがそれはいいと。先生の判断にお任せしますと。そのかわり一歩我が家へ帰ったら私が責任持ちますという主義で私はやってまいりました。結構、嫁ともいろいろありましたが、私の今もモットーとしております。ちっちゃいときには手をかけます。ある程度大きくなったら目をかけます。嫁さんもらうような大きくなったら心をかけて私は今も進んでおります。いいか悪いか別ですよ。私はそのようなほっとするような人間関係、家庭からだと思

いますけども、そんなのも地域から起こしていただきたいと思うんですが、教育長、いかがですか。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。細田議員さんの今言われますことに決して反対をする考えは毛頭ございませんし、私は同じような子育ての経験もしておりますので、確かに自分自身振り返ってもそれに近かったなあと、納得する部分や反省をする部分やあるわけでございますが、いずれにしましても、時代の中で好むと好まざるとにかかわらず社会の仕組みや意識やそういうものが変化をしてきているわけですので、そういう意味で原理原則は大事にしながらも、その変化してきていることに対してきちっとそれなりの時代に合った対応を社会全体の中での仕組み、そしてその仕組みをつくっていくための仕掛け、そういうものを戦略的に、意図的に作り上げていかないけんというぐあいには思っているところでございます。

若干、コミュニティ・スクールにかかわって一言触れておきたいと思っておりますのは、会見小学校の方が平成17年から実質は動いてきております。その中でこの段階になってきて大事にしなければいけないということは、まず一つは、何でコミュニティ・スクールするんだ、いわゆるきょうも答弁しましたけれども、一番大事なところをやはりしっかりと受け継いでいく。それをしっかりと教育委員会も指導していくということが大事だろうと思っておりますが、あわせてその中でやはり本当にコミュニティ・スクールの中で、学校がかかわる中で全部本当にせないけんことをやってるんだろうかと。あるいはもしかすると、これは家庭がしっかりとやらわらないけんことじゃないのと。あるいはこれは地域の方がやらもらった方がより効果がある。そういうものもやっぱりその取り組みの中で整理をしながら、南部町版のそういう子育ての体制というものをつくっていかないけんだろう、そんなぐあいに思っております。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 最後でございますが、さっき新聞読まさせていただきましたが、地域全体で子供を、成長を見守る。これが日本の伝統であった。この一言は僕の胸に響きまして、この日本の伝統をやっぱりこれからも守っていかないけんし、つくってまた再度再生していかないけんやな気がいたしております。

もう時間ございません。最後に町長の見解と希望を聞いて終わりたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。日本の伝統を守っていくと。また、それをきちんと伝えていくということについて、何ら異存はございませんし、私もそういうことは大賛成でござ

います。先ほど来の議論のいろいろ聞いておって、子供の育つ環境は大幅にもう変わってきておりますので、日本の伝統をうまくつないでいくのにも、やっぱり合わせたやり方というものが必要になってくるというように思うわけです。昔は地域で、子供みずからが数が多かったので一緒に遊んだりして、その中で長幼の序列やいろいろ学んできたこともありますけれども、今そういう機会がありませんから、子供おらないので。そうしますと、やっぱりもう一つ大きな地域とか、あるいは社会でというようなことになってくるというように思っております。さっきお答えいたしましたように、振興協議会の方で本当にそれぞれ防犯パトロールに始まって、さまざまな取り組みを子供たちに対してしていただいております、私はそういう新しい時代に合った新しい形の取り組みというようなことを通じて、よき伝統が受け継がれていくのではないかと。また、受け継がせていかんというように思います。

それともう一つは、社会教育だとか社会体育というような中で、従来、子供の部分はちょっと抜けて、これは学校にお任せするというようなことで抜けておったのではないかとというように思うわけですが、今、こう新しい時代を迎えて、やっぱりこの社会教育、社会体育、社会福祉、社会の中に子供をちゃんと位置づけして、子供の出番や居場所をつくってやるやり方に変ってきております。私どもの町でも社会福祉でいえば、5級ヘルパーつくるだとか6級ヘルパーつくるというようなことを通じて、子供のころからの福祉の体験をしていただくように仕掛けがしてございます。社会体育というようなことについていえば、今、総合型のスポーツクラブつくって体系的なスポーツというようなことを通じて、いろんなことを考えておりますけれども、そういうときにもやっぱり子供がちゃんと位置づけされておるというようなことでありますね。いろいろな場面で子供たちの出番や居場所というものを用意して、そして細田議員が御指摘になっているようなよき日本の伝統だとか文化だとかというようなものをきちんと伝え、またそれを引き継いでいってもらおうというような取り組みを、これだけで何とかならへんかちゅうようなことではないわけですし、さまざまな分野でやっていくということだろうというように思っております。ので、そういうことをもって答弁とさせていただきます。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） どうもありがとうございました。もう時間になりましたが、ぜひとも、キーワードは私は地域だと思います。鳥の目と虫の目で見ながら、地域をぜひとも活性化できるよう、みんなで力を合わせて進んでまいりたいと思います。

きょうはありがとうございました。以上、終わります。

○議長（足立 喜義君） 以上で9番、細田元教君の質問を終わります。

これをもちまして通告のありました一般質問は終わりました。

これにて質問を終結いたします。

ここで休憩をいたします。再開は55分であります。

午後2時36分休憩

午後2時55分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

日程第4 陳情委員会付託

○議長（足立 喜義君） 日程第4、請願陳情の委員会付託を行います。

5月24日に開催した議会運営委員会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願、陳情文書表のとおりであります。それぞれの常任委員会に審査を付託いたしますので、報告します。

日程第5 議案に対する質疑

○議長（足立 喜義君） 日程第5、議案に対する質疑を行います。

10日に質疑保留のまま議事を継続したことにより、引き続き質疑を行います。

議案第42号から議案第46号までを一括質疑を行います。

質疑に当たってはページ、項目等を明示して行われるよう望みます。なお、質疑は会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に質疑をしてください。あわせて、所属委員会の所管事項は委員会で十分聞き取りができますので、所属委員会以外の質疑をお願いをいたしません。

議案第42号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ちょっと確認を含めてお願いいたします。23年度当初予算の健康保険税特別会計予算の中で、予算額とそれから運協に出された本年度予算額に差がありますが、予算額では12億9,775万円ですが、運協に出されたのは13億621万8,000円となっておりますが、ちょっと確認と、この予算額の違いについてちょっとお聞きしたい。よろしくお願いいたします。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午後 2 時 5 8 分休憩

午後 3 時 0 1 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。運協の資料で、予算額 1 3 億 6 2 1 万 8, 0 0 0 円と書いております。それから、当初予算の方では 1 2 億 9, 7 7 5 万としておりますが、当初予算は 3 月までの分で計算したものでございます。運協のときにはより実際に近い数値ということで、見込みを立てておりますので、この違いは出てくると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

1 3 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 1 点だけお伺いします。（「今、民生」と呼ぶ者あり）いや、私は民生の聞くなんて言ってないよ。（発言する者あり）ほかのことだよ。国保かいね、今。（発言する者あり）ああ、そうか。

○議長（足立 喜義君） 次、議案第 4 3 号、2 3 年度南部町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

3 番、雑賀敏之君。

○議員（3 番 雑賀 敏之君） 6 月補正予算書の説明資料で、1 6 ページですね、保育リーダーの超過勤務手当が計上してありますけども、保育リーダーは、ちょっと確認となんですけど、4 月から採用じゃなかったかと思えますけども、その辺がちょっと、その確認と、保育リーダーの超過勤務手当、9 7 7 掛ける 2 時間の 1 2 カ月、2 万 3, 4 4 8 円。これ、保育リーダーの賃金は幾らで、この超過勤務手当が出てると思えますので、賃金とそれからこの 1 2 カ月等はなぜ 1 2 カ月かということです。

それと、2 4 ページです。任期つき臨時保健師が諸事情によって途中でやめたためということになっておりまして、保健師の 2 名の採用。それから介護認定調査員というのが、これは私の認識不足かもしれませんが、初めて聞くような言葉でして、その下の対応策で、臨時保健師の場合は賃金が 1, 2 4 0 円掛ける 4 時間、1 2 4 日というのは、何か月かなと思えますし、それと下の介護認定調査員というのは、8, 5 2 5 円というのは、任期つきの採用なのか臨時なのか、ちょっとその辺がはっきりしませんので、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。保育リーダーの賃金でございますが、これは報償費の方で組んでおります。非常勤職員ということで、10万9,800円の方で計算しておりますので、お願いいたします。

それから12カ月分ということでございますが、1カ月2時間ということで、12カ月分と計上しております。主に研修のときの時間、これは時間外になりますので、その分で組ませていただいております。12カ月ということになりますと、4月採用でございますから、今、2カ月たってるところもありますが、これからの分も含めまして、ならして12カ月の2時間分と組ませていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。議員の質問にお答えします。

保健師と介護認定調査員はいずれも非常勤職員ということで採用を予定しております。

あと、御質問の中で、いつからいつまでということでしたけども、現在、既にこの保健師と介護認定調査員の方は5月の終わりぐらいから来ていただいております。任期つき保健師の方が4月の末でちょっと退職したというところで、その空白期間については、一部予備費で先行的に採用させていただいたというふうな格好になっております。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 2点ほどお聞きします。まず、補正予算書で見ると、農業費のどこなんですけども、15ページになります。その中で、説明書で見ますと、説明書の28ページになります。これ、一つは平成22年産米価下落の緊急対応、貸借の利子の補給なんで、これ新規となっておりますね。それで状況見ますと、計画で22、23、24、25で、対象者は2人ということなんですけども、これ利子補給なんですけども、結局これは25年度までしかその状況がないということは、25年度でこれは借り入れは終わりということで、そういうことになってるんでしょうか。それともこの後もあるんだけれども、一応25年までを掲載されてるのかどうなのかということをお聞きします。つまり25年度終わるのか、それ以後もあるのかということです。

それから2つ目なんですけど、21ページの給与費の明細書なんですけども、この下段の職員手当の内訳の中で、時間外勤務手当が91万8,000円減額になっておりますね。これ普通なら決算のときに出るんじゃないかと思うんですけども、途中出てるということは、確定だとい

うことで載せておられるんでないだろうかと私、想像しますが、ということは、知事選挙ありましたね。あれの精算分でこうなったから載せたということでしょうか。確認なんです。以上、2点です。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長。28ページの米価下落の分ですけれども、事業内容の一番下のところに書いておりますけれども、返済期間は原則3年ということで、3年間で打ち切りでございます。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。12ページに選挙費がございます。その合計額をここに計上しております。

○議長（足立 喜義君） ほかにありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 説明書の31ページ、赤猪岩神社線ですけれども、この事業、1年間前倒しして23年度中に完成させるということですが、古事記編さん1300年祭ということなんだそうですけれども、こういう事業を計画されたいきさつといいますか……（発言する者あり）いや、古事記編さん1300年祭を機にということは聞きましたけれども、私が言いたいのは、それまでに計画がいろいろあったのかと。地元の要望もあったのかってというようなことを経過をお聞きしたいので、説明をよろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長です。地元の方から要請があったかということですが、地元説明をしましたら、結構なことだというふうには言っていただきましたけれども、事前に要請があったという形ではございません。それからやっぱりそういう1300年という100年に一度の節目をとらえて、せっかくつくるものですので、それに間に合うようにしたいなという思いで補正をさせていただいております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 地元説明である程度了解が得れてるようですが、用地交渉など順調にもう進んでおりますか。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長です。この前の日曜日に部落の皆さんを対象に、地権者ということではなくって、一番最初に寺内部落の皆さんに説明せないけんということで説明をさせ

ていただきました。これからこの補正予算が通りますと、測量試験、それから用地の調査をしまして、それから用地交渉という形になりますので、今のところは具体的な話はしておりません。

○議長（足立 喜義君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

次、議案第44号、平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。（「なし」と呼ぶ者あり）ありませんか。はい。

議案第45号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を……（「なし」と呼ぶ者あり）なし。

議案第46号、平成23年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）。（「なし」と呼ぶ者あり）なし。

日程第6 上程議案委員会付託

○議長（足立 喜義君） 日程第6、上程議案委員会付託を行います。

お諮りします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、連合審査を含め、それぞれの所管の常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は、これをもって散会いたします。

なお、明日15日からは、各常任委員会による付議案件についての御審査をお願いいたします。御苦労さんでございました。

午後3時13分散会
